

アライアンス・バーンスタイン・M&A プレミアム (為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式

- 1. 本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジなし)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月6日に関東財務局長に提出しており、2025年11月7日にその届出の効力が生じております。
- 2. 当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて内外の金融商品等を投資対象としますので、 金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額(基準 価額)も変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- 3. 当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。
- 4. 当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 阪口 和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

<u></u> 图 次

第一部	【証券情報】・	• • •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第二部	【ファンド情報] · ·	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1	【ファンドの状	況】・	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	【管理及び運営]	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
第3	【ファンドの経	理状況		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	40
	【内国投資信託																												73
第三部	【委託会社等の	情報】	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
第1	【委託会社等の	概況】	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
約款·			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	105

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」という場合があります。

また、アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)を「為替ヘッジあり」、アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)を「為替ヘッジなし」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型、委託者指図型)の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込みを受付けた日(以下、「取得申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、「為替ヘッジあり」は「M & A有」、「為替ヘッジなし」は「M & A無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp/

(5)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング*の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

* スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

(6)【申込単位】

販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

(7)【申込期間】

2025年11月7日から2026年5月7日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みした販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の 指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界各国の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 信託金の限度額

以下のファンドの合計で2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を 変更することができます。

- アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)
- アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)
- ③ ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです(該当区分を網掛け表示しています。)。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ()
~_~~		資産複合

- ※商品分類表の各項目の定義について
- ・単位型・追加型の区分…追加型
 - 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内およ び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分…株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

「為替ヘッジあり」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本含む)		
大型株	年2回	日本	ファミリー	あり
中小型株		北米	ファンド	(フルヘッジ)
債券	年4回	欧州		
一般		アジア		
公債	年6回(隔月)	オセアニア	ファンド・	なし
社債		中南米	オブ・	
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンズ	
クレジット属性 ()		中近東(中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式 一般))	その他()			
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本含む)	ファミリー	あり、
大型株	年2回	日本	ファンド	()
中小型株 債券	年4回	北米 欧州	ファンド・	なし
一般	T 4 E	アジア	オブ・	<i>'</i> & <i>U</i>
公債	年6回(隔月)	オセアニア	ファンズ	
社債		中南米		
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ		
クレジット属性()		中近東(中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (サステンス・サイナー い)	7. 11h ()			
(投資信託証券(株式 一般)) 資産複合()	その他()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分表の各項目の定義について

・投資対象資産による属性区分…その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(投資信託証券(株式 一般)と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

・決算頻度による属性区分…年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分…グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・投資形態による属性区分…ファンド・オブ・ファンズ
 - 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジによる属性区分…

「為替ヘッジあり」: 為替ヘッジあり (フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいい ます。

「為替ヘッジなし」: 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為 替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

- ※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

④ ファンドの特色

1 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。

*各ファンドの主要投資対象ファンド

(為替ヘッジあり)

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券

「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII―マージャー・アービトラージ クラス S 1 J J P Y Hシェアーズ(為替ヘッジあり)」

(為替ヘッジなし)

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券

「アライアンス・バーンスタイン・ファンド!!!―マージャー・アービトラージ クラス S 1」シェアーズ(為替ヘッジなし)」

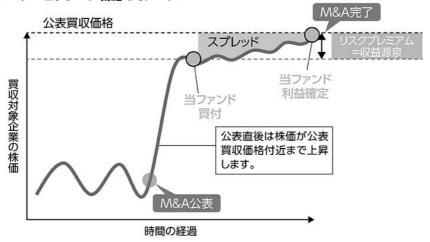
2 公表されたM&A(企業の合併および買収)案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差(スプレッド)を収益の源泉とします。

- 投資にあたっては、一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略(以下、「マージャー・アービトラージ戦略」といいます。)を使用します。
- ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への 投資に焦点を合わせます。

マージャー・アービトラージ戦略とは

企業の合併および買収を意味するM&Aが行われるタイミングを狙って、アービトラージ(裁定取引)を行う 投資戦略です。M&A公表直後の株価と公表買収価格の差(スプレッド)を投資機会として捉えます。

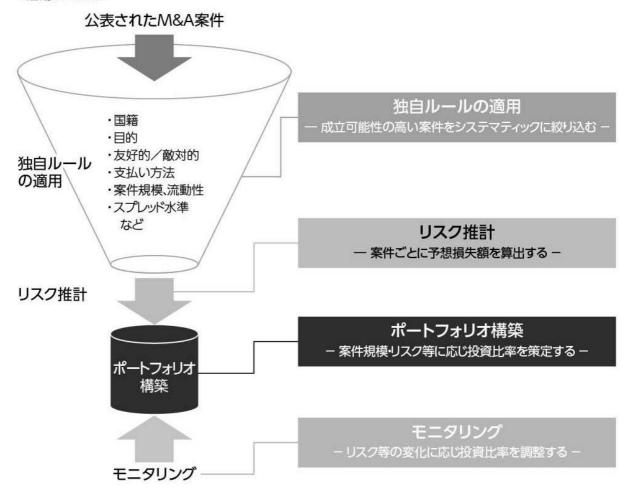
<マージャー・アービトラージ戦略のイメージ>



※上記はイメージ図であり、実際の株価変動やファンドの運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<運用プロセス>



※上記の内容は今後変更する場合があります。

3 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンドの仕組み ファンド 投資対象ファンド 投資対象資産 アライアンス・ バーンスタイン・ M&Aプレミアム アライアンス・ バーンスタイン・ ファンドIII— マージャー・アービトラージ 世界各国の 株式等 投資 クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり) (為替ヘッジあり) 申込金 投資 投資者 損益 投資 分配金 クラスS1J シェアーズ (受益者) (為替ヘッジなし) 解約金償還金 (為替ヘッジなし) 損益 アライアンス・バーンスタイン-投資 投資 ショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て) 世界各国の 債券等 指益 揭益

- 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。
- 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- 短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

5 為替ヘッジの有無が異なる2つのファンドからお選びいただけます。

- ■「為替ヘッジあり」では、主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル 換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図り ます。為替ヘッジには、対象通貨と円の金利差等によるコストまたはプレミアムが発生します。
 - ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- 「為替ヘッジなし」では、実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※ お取扱いファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングのお取扱い等は、販売会社によって異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【ファンドの沿革】

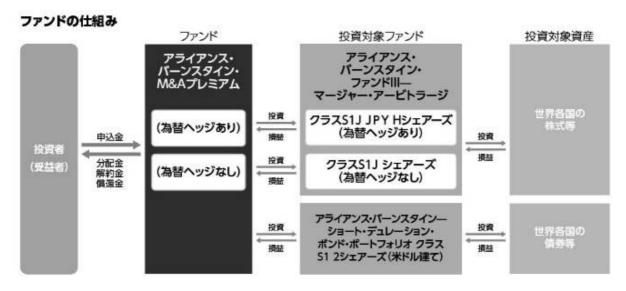
2022年7月22日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象として組入 れる方式(親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。)をいいます。



② 当ファンドの関係法人とその役割

<販売会社>

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならび に収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

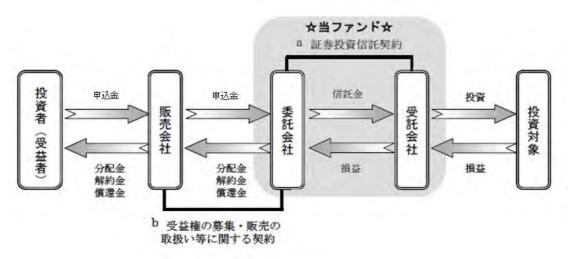
<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

野村信託銀行株式会社



③ 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、 買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

- ④ 委託会社等の概況
 - a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年8月末現在)

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク (現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク) 東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り 受ける。

c. 大株主の状況

(2025年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コー	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビ	32,600株	1000/
ポレーション・オブ・デラウェア	ル市コマース・ストリート501	32,0004%	100 76

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 運用態度

「為替ヘッジあり」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III-マージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり)」 (以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。) を主要投資対象とします。この ほか、ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン-ショート・ デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」に も投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。この戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とし、また、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記 の運用が出来ない場合があります。

「為替ヘッジなし」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III-マージャー・アービトラージ クラスS1Jシェアーズ (為替ヘッジなし)」 (以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。)を主要投資対象とします。このほか、ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン-ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。この戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とし、また、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記 の運用が出来ない場合があります。
- ※投資対象ファンドの詳細に関しましては、後記[参考情報:投資対象ファンドの概要]をご覧ください。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項 で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (イ) 有価証券
 - (口) 金銭債権
 - (ハ) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の a. に掲げる外国投資証券および b. に掲げる親投資信託の受益証券 (上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の c. から g. に掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

「為替ヘッジあり」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III-マージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり)」
- b. ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン-ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」
- c. 短期社債等
- d. コマーシャル・ペーパー
- e. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

「為替ヘッジなし」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III-マージャー・アービトラージ クラスS1Jシェアーズ (為替ヘッジなし)」
- b. ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン-ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」
- c. 短期社債等
- d. コマーシャル・ペーパー
- e. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品の運用指図

上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記③a.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<参考情報:投資対象ファンドの概要>

アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ(為替ヘッジあり) /クラスS1J シェアーズ(為替ヘッジなし)

2 2 7 3 13 31 1 112 11	7 (Mail 1990) 7 7 9 7 (Mail 1997) 10 C/
形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券/日本円
投資目的	合併および合併関連活動からのリスク調整後のリターンを通じて、投資元本の長期的な成長 を目指します。
主要投資対象	日本を含む世界の株式等
運用の基本方針	 ・ポートフォリオは、投資目的を達成するために、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。当戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とします。当戦略は、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。 ・投資対象企業は、主として先進国の企業としますが、世界各国の企業にも投資します。 ・デリバティブ取引は、主として先渡取引、ノンデリバラブル・フォワード(NDF)取引、スワップ取引(トータル・リターン・スワップ)や通貨取引とします。 ・ファンドは、ヘッジ目的または投資目的のためにレバレッジをかけることができます。 ・クラスS1J JPY Hシェアーズ(為替ヘッジあり)については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びにポートフォリオの規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	ポートフォリオの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。
決算日	毎年12月31日
分配方針	原則として、分配を行いません。
運用管理費用	純資産総額に対して年率0.81%(上限)
費用等その他の費用	設立費用、保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に 課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの 運営に必要な各種経費がかかります。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

[※]上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

アライアンス・バーンスタイン―ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て)

		50 TO A TO
形態/表示	示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券/米ドル
投資目的		投資による高いトータルリターンを得ることを目指します。
主要投資效	対象	多様な通貨建ての投資適格債券への投資を行います。
運用の基本方針		 通常の市況下において、ポートフォリオは、ポートフォリオの総資産の70%以上を米ドル建ての証券または米ドルに対してヘッジしている証券に投資することを予定しています。 ポートフォリオは、以下の債務証券を購入することができます。 ・国またはその他政府もしくは地方自治体(政府機関および下部機構を含みますがこれに限定されません。)により発行される債務証券 ・国際機関が発行または保証する債務証券 ・企業またはその他機関の債務証券
		・ポートフォリオの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。
主な投資制	削限	・転換社債への投資割合は信託財産の25%以下、短期金融商品への投資割合は信託財産の30%以下、株式への投資割合は、信託財産の10%以下とします。
決算日		毎年8月31日
分配方針		原則として、分配を行いません。
週	運用管理費用	純資産総額に対して年率0.26%(上限)
費用等で	その他の費用	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ポートフォリオの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ポートフォリオの運営に必要な各種経費がかかります。
信託財産留	留保額	ありません。
投資顧問会	会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

[※]上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

① ファンドの運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うにあたって遵守すべき 事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

② 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライア ンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合 致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。
- ③ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当 部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことに より、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

① 各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

原則として、毎決算時(2月7日および8月7日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の 収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合 等には、収益分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用 方法」に基づいて運用を行います。
- ② 収益の分配方式
 - a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ)売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金 を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

a. 「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目までの日)から、販売会社においてお支払いを開始します。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 信託約款に定める投資制限
 - a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - c. 株式への直接投資は行いません。
 - d. 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - e. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 法令により禁止または制限される取引等
 - a. 同一法人の発行する株式の取得制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が 定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合 において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示 する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続する ことを内容とした運用を行うことはできません。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

- ③ その他信託約款に定める取引の方法と条件
 - a. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに 信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - (ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および 償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。
- c. 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を 含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的と して、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができま す。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、 値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き (外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むこ とがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による 損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、主要投資対象 ファンドが組入れる株式の株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

当ファンドは、主要投資対象ファンドを通じて、日本を含む世界の株式等に投資しますが、公表されたM&A(企業の合併および買収)案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉としているため、当該組入株式等に関して、M&Aが不成立になった場合や、M&Aに関する条件の変更等で株価が変動した場合、損失を被るリスクがあります。

② デリバティブリスク

デリバティブ取引と呼ばれる各種金融派生商品(先物取引、先渡取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、損失を被るリスクがあります。また、当ファンドでは、レバレッジを利用してデリバティブ取引を行うことが可能なため、実質的な投資対象市場における値動きがそれ以上の損失をもたらす場合があります。

③ 為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

「為替ヘッジなし」

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の 変動の影響を受けます。

④ 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

⑥ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

⑦ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

- ※ 市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
- ※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

- ② 当ファンドは、M&A関連銘柄を実質的な主要投資対象とすることから比較的銘柄数が限定されるため、より多くの銘柄に分散投資する場合と比べて、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当ファンドは、主要投資対象ファンドを通じて、日本を含む世界の株式等に投資しますが、公表されたM&A(企業の合併および買収)案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉としているため、市場全体が大きく上昇した場合でも、組入銘柄の株価は買収成立価格以上になる可能性が低く、収益が限定される場合があります。
- ③ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

② パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

③ 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等 は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

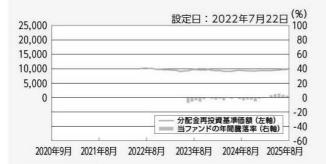
※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

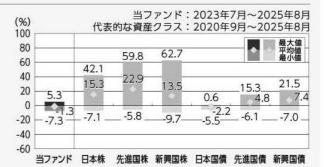
<参考情報>



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(為替ヘッジあり)



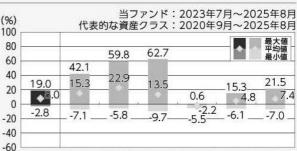




※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した 騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。

※上記グラフは、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月 より表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを 定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラス が当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・ 平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算 した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率 とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株·····TOPIX (東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス 配当込み、円ベース) 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- TOPIX (東証株価指数、配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を 考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を 考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発 された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コン サルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の 時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに 帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが 算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・ マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。 販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務 手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-5962-9687(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

(2) 【換金(解約) 手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

換金の申込みを受付けた日(以下、「換金申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額 に0.3%の率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年1.0197%(税抜0.927%)の率を乗じて得た額と します。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分(税抜)および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座 内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.027%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

[※]上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(投資対象ファンドの信託報酬および実質的な負担)

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年1.8297%(税抜1.737%)の率を乗じて得た額を上限とします。

V7	ファンド	純資産総額に対して <u>年率1.0197% (税抜0.927%)</u>
運用管理費用 (信託報酬)	投資対象ファンド	年率0.81% (上限)
	実質的な負担	純資産総額に対して <u>年率1.8297% (税抜1.737%) (上限)</u>

※上記は当ファンドが純資産総額相当額の外国投資証券を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① その他の費用
 - a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の 利息は、信託財産中から支払われます。
 - b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
 - c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
 - ※その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用 状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ② 上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
 - a. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 - b. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - c. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
 - d. 運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - e. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 - f. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - g. 受益権の管理事務に係る費用
 - h. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
 - i. 信託財産の監査に係る費用
 - i. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
 - k. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- ③ 上記②の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から委託会社に対して支払われます。
- ※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。
 - ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料で す。
 - ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管およ び資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
 - ・上記②a.からf.までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。
 - ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用(監査費用)です。
- ※ 手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりま すので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ① 個別元本について
 - a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
 - b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を 上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金(特別分配金)となります。

- ③ 個人・法人別の課税の取扱い
 - a. 個人の受益者に対する課税
 - (イ) 収益分配金(普通分配金) ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*により申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*で源泉徴収され、申告は不要となります。

*2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%(所得税15%および住民税5%)の税率となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(ロ)損益通算について

確定申告により、普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに一部解約時および償還時の譲渡損(または譲渡益)は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益(または譲渡損)ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益(または譲渡損)と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の 適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問 い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率*で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

*2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%(所得税のみ)の税率となります。

- ※ 上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更 になることがあります。
- ※「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジあり)

2025年 8月29日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	118, 293, 819	98. 32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	2, 015, 931	1. 67
合計(純資産総額)		120, 309, 750	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 8月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク	受益証券	アライアンス・バーンスタイ ン・ファンドⅢ-マージャー・ アービトラージ クラス S1 J JPY Hシェアーズ(為 替へッジあり)	11, 821. 073	9, 999	118, 198, 908	10, 006	118, 281, 656	98. 31
2		受益証券	アライアンス・バーンスタイン ーショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ クラ ス S1 2シェアーズ(米ド ル建て)	4. 437	2, 734. 05	12, 131	2, 741. 26	12, 163	0.01

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 8月29日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	98. 32
슴탉		98. 32

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジあり)

2025年 8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別		純資産総額	(百万円)	1万口当たり純	資産額(円)
Γ ₁ Ω'Γ έλ ζ		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2023年 2月 7日)	302	302	9, 551	9, 551
第2期計算期間末	(2023年 8月 7日)	341	341	9, 344	9, 344
第3期計算期間末	(2024年 2月 7日)	212	212	9, 392	9, 392
第4期計算期間末	(2024年 8月 7日)	170	170	9, 256	9, 256
第5期計算期間末	(2025年 2月 7日)	123	123	9, 335	9, 335
第6期計算期間末	(2025年 8月 7日)	120	120	9, 714	9, 714
	2024年 8月末日	174	_	9, 477	
	9月末日	172	_	9, 355	
	10月末日	162	_	9, 280	
	11月末日	143		9, 248	
	12月末日	127		9, 224	
	2025年 1月末日	123		9, 337	
	2月末日	123		9, 400	
	3月末日	122		9, 350	
	4月末日	116		9, 400	
	5月末日	117		9, 473	
	6月末日	117	_	9, 529	_
	7月末日	120	_	9, 716	_
	8月末日	120	_	9, 714	_

⁽注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	0
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	0
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	0
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	0
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	0
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	△4. 5
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	△2. 2
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	0. 5
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	△1.4
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	0.9
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	4. 1

⁽注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数 点第二位を四捨五入)を記載しております。

⁽注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	323, 871, 485	7, 599, 026	316, 272, 459
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	96, 068, 596	46, 554, 124	365, 786, 931
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	782, 131	140, 162, 891	226, 406, 171
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	72, 648	42, 337, 111	184, 141, 708
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	261, 008	51, 637, 978	132, 764, 738
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	165, 439	9, 089, 253	123, 840, 924

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジなし)

2025年 8月29日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	119, 261, 507	98. 05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	2, 363, 062	1. 94
合計(純資産総額)		121, 624, 569	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 8月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		受益証券	アライアンス・バーンスタイ ン・ファンドⅢ-マージャー・ アービトラージ クラス S 1 Jシェアーズ(為替ヘッジな し)	9, 432. 045	12, 620. 03	119, 032, 692	12, 643	119, 249, 344	98. 04
2		受益証券	アライアンス・バーンスタイン ーショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ クラ ス S1 2シェアーズ(米ド ル建て)		2, 734. 05	12, 131	2, 741. 26	12, 163	0. 01

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 8月29日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	98. 05
合計		98. 05

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)

2025年 8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別		純資産総額	(百万円)	1万口当たり純	資産額(円)
Γ ₁ Ω'1 <i>δε</i> ζ		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2023年 2月 7日)	149	149	9, 515	9, 515
第2期計算期間末	(2023年 8月 7日)	151	151	10, 212	10, 212
第3期計算期間末	(2024年 2月 7日)	91	91	11, 006	11,006
第4期計算期間末	(2024年 8月 7日)	70	70	10, 936	10, 936
第5期計算期間末	(2025年 2月 7日)	67	67	11, 825	11, 825
第6期計算期間末	(2025年 8月 7日)	121	121	12, 214	12, 214
	2024年 8月末日	72		11, 254	
	9月末日	63		10, 952	
	10月末日	67		11, 742	
	11月末日	66	_	11, 588	_
	12月末日	69		12, 113	
	2025年 1月末日	68		12, 024	
	2月末日	67		11, 792	
	3月末日	70		11, 774	
	4月末日	67		11, 306	
	5月末日	117		11, 640	
	6月末日	118	_	11, 742	_
	7月末日	123	_	12, 389	_
	8月末日	121	_	12, 228	_

⁽注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	0
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	0
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	0
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	0
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	0
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	△4. 9
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	7.3
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	7.8
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	△0. 6
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	8. 1
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	3. 3

⁽注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数 点第二位を四捨五入)を記載しております。

⁽注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2022年 7月22日~2023年 2月 7日	171, 916, 507	14, 364, 078	157, 552, 429
第2期計算期間	2023年 2月 8日~2023年 8月 7日	17, 497, 328	26, 489, 732	148, 560, 025
第3期計算期間	2023年 8月 8日~2024年 2月 7日	5, 878, 744	70, 982, 288	83, 456, 481
第4期計算期間	2024年 2月 8日~2024年 8月 7日	26, 048, 666	45, 150, 168	64, 354, 979
第5期計算期間	2024年 8月 8日~2025年 2月 7日	1, 165, 303	8, 623, 659	56, 896, 623
第6期計算期間	2025年 2月 8日~2025年 8月 7日	46, 046, 634	3, 437, 786	99, 505, 471

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。



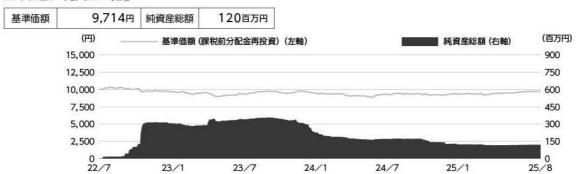
運用実績

基準日:2025年8月29日

| ファンドの運用実績

(為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第2期	2023年 8月	0円
第3期	2024年 2月	0円
第4期	2024年 8月	0円
第5期	2025年 2月	0円
第6期	2025年 8月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは 分配金が支払われない場合があります。

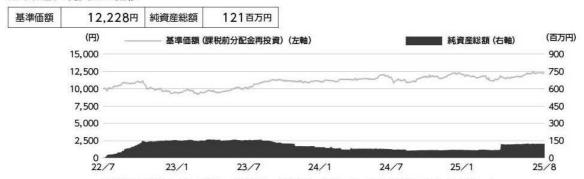
組入比率

	組入比率(%)
アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービ トラージ クラス S1J JPY Hシェアーズ(為替ヘッジあり)	98.3
アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て)	0.0
現金等	1.7
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

// CC-// C		
決算期		分配金
第2期	2023年 8月	0円
第3期	2024年 2月	0円
第4期	2024年 8月	0円
第5期	2025年 2月	0円
第6期	2025年 8月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは 分配金が支払われない場合があります。

組入比率

	組入比率(%)
アライアンス・パーンスタイン・ファンドⅢ-マージャー・アービ トラージ クラス S1J シェアーズ(為替ヘッジなし)	98.0
アライアンス・バーンスタイン-ショート・デュレーション・ボンド・ ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て)	0.0
現金等	1.9
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

[※] 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日:2025年8月29日

ファンドの運用実績

主要な資産の状況

主要投資対象ファンドのポートフォリオの状況

「アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢ-マージャー・アービトラージ」

ファンドの特性

概要	
純資産総額(億円)	428
M&A完了までの平均日数(日)	123
買収企業の時価総額中央値(億米ドル)	23

組入室件の概要

旭八米叶の例女	
組入案件	
組入案件数	47
現金取引	30
株式交換取引	7
現金取引および株式交換取引等	10
買建て	127.56%
売建て	-37.23%
7.31-2	The second secon

ヤクター別比率

業種	組入比率
金融	18.06%
資本財・サービス	16.21%
情報技術	13.01%
ヘルスケア	11.45%
コミュニケーション・サービス	10.58%
一般消費財・サービス	8.53%
素材	8.45%
生活必需品	7.24%
公益事業	5.43%
その他	1.02%
合計	100.00%

田口川レオ

	400111
围	組入比率
アメリカ	83.27%
イギリス	6.33%
オランダ	4.19%
ドイツ	3.49%
カナダ	1.74%
その他	0.99%
合計	100.00%

通貨別比率

通貨	組入比率
米ドル	88.65%
英ポンド	7.64%
カナダドル	2.19%
ユーロ	1.47%
ノルウェークローネ	0.04%
その他	0.01%
合計	100.00%

組入上位5ポジション

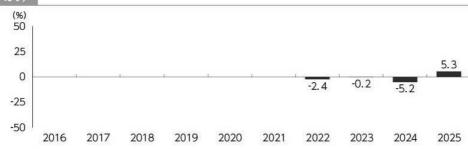
	買収対象企業	玉	セクター	支払方法	組入比率	買収元企業	国
1	WNS Holdings Ltd.	イギリス	資本財・サービス	現金取引	5.91%	Capgemini SE	フランス
2	CyberArk Software Ltd.	アメリカ	情報技術	現金取引および株式交換取引	5.80%	Palo Alto Networks, Inc.	アメリカ
3	Verona Pharma PLC	イギリス	ヘルスケア	現金取引	5.67%	Merck & Co., Inc.	アメリカ
4	Interpublic Group of Cos.	アメリカ	コミュニケーション・サービス	株式交換取引	5.65%	Omnicom Group, Inc.	アメリカ
5	Frontier Communications Parent, Inc.	アメリカ	情報技術	現金取引	5.40%	Verizon Communications, Inc.	アメリカ

※ポートフォリオの状況は、管理事務代行会社のデータをもとに、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが計算しています。四捨五入の関係で合計が100%と

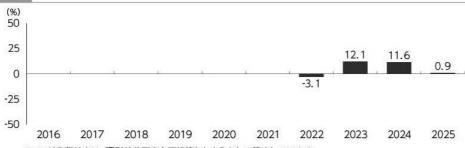
- ※ポートフォリオの状況は、管理事務代行会社のデータをもとに、アライアンス・パーンスタイン・エル・ピーが計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。
 ※買建て/売建ておよび組入上位5ポジションの比率は、主要投資対象ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※セクター別比率、国別比率の比率は、主要投資対象ファンドの買建てポジションの合計評価額に対する比率です。小数点第2位を四捨五入していますので、合計が100%とならない場合があります。
 ※セクター別比率については、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分しています。
 ※国別比率は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。
 ※通貨別比率は、米ドル以外の通貨建て株式については、対米ドルで為替ヘッジを実施します。
 ※組入上位5ポジションは、投資信託の運用内容の説明のためのものであり、組入証券を推奨または取得申込の勧誘を行うものではありません。
 ※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(為替ヘッジあり)



(為替ヘッジなし)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。 2022年は信託設定日(7月22日)から年末までの収益率を表示しています。 2025年は基準日までの収益率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2025年2月8日~2025年8月7日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおり です。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジあり)	2.02%	1.02%	1.00%
アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジなし)	2.02%	1.02%	1.00%

[※] 総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。
※ その他費用には、投資先ファンドこかかる費用が含まれています。
※ 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
※ 投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※ 詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。 ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、取得のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドには、「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」があります。 また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」

収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

- ※取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合 がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。
- ※スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率 (3.3% (税抜 3.0%) を上限とします。) を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口 座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した 場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを 得ない事情があるとき(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含み ます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取 消すことがあります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行の請求)により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

(3) 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

(4) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金手数料

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その 他やむを得ない事情があるとき(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変 等を含みます。)は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込み の受付けを取消すことがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記(2)に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産 の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した 金額で、1万口当たりの価額で表示します。
- ② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、「為替ヘッジあり」は「M&A有」、「為替ヘッジなし」は「M&A無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

主要投資対象ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン-ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て)」

原則として、計算日に知りうる直近 の日の純資産価格(基準価額)で評 価します。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算について は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場 の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は2022年7月22日から2027年8月9日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 ①信託契約の解約(繰上償還)」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

- ① 信託契約の解約(繰上償還)
 - a. 委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、 当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ◆各ファンドについて当該ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき
 - ◆受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
 - c. 委託会社は、上記 b. の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - d. 上記 c. の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 d. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - e. 上記 c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - f. 上記 c. から e. までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. から e. までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
 - g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社 または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場 合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「②信託約款の変更等」に 記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を 除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できな いときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本②に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数を もって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じま す。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場 合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容
- ⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.alliancebernstein.co.jp) に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の決算時ならびに償還時に、運用報告書(全体版) (投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報) および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には提供等を行います。

ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

- ⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑧ 関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社 および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものと し、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑨ 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1 条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを 委託することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

- (1) 収益分配金に対する請求権
 - ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。
 - ② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま す。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に帰属します。
 - ③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌 営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。 ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの 償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、 社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行わ れます

③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使 の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます)または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議 決権を有し、これを行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期(2025年2月8日から2025年8月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)の2025年2月8日から2025年8月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)の2025年8月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断 した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2025年 2月 7日現在)	第6期 (2025年 8月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2, 657, 439	2, 748, 592
投資信託受益証券	122, 155, 302	118, 211, 101
未収利息	25	26
流動資産合計	124, 812, 766	120, 959, 719
資産合計	124, 812, 766	120, 959, 719
負債の部	-	
流動負債		
未払解約金	_	9
未払受託者報酬	23, 115	17, 637
未払委託者報酬	770, 457	587, 503
その他未払費用	77, 765	59, 295
流動負債合計	871, 337	664, 444
負債合計	871, 337	664, 444
純資産の部		
元本等		
元本	132, 764, 738	123, 840, 924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△8, 823, 309	$\triangle 3,545,649$
(分配準備積立金)	1,870	7, 228
元本等合計	123, 941, 429	120, 295, 275
純資産合計	123, 941, 429	120, 295, 275
負債純資産合計	124, 812, 766	120, 959, 719

(単位:円)

		(十四・11)
	第5期 (自 2024年 8月 8日 至 2025年 2月 7日)	第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
営業収益		
受取利息	3, 351	3, 577
有価証券売買等損益	1, 767, 905	5, 326, 091
為替差損益	336	△292
営業収益合計	1, 771, 592	5, 329, 376
営業費用		
受託者報酬	23, 115	17, 637
委託者報酬	770, 457	587, 503
その他費用	77, 765	59, 295
営業費用合計	871, 337	664, 435
営業利益又は営業損失 (△)	900, 255	4, 664, 941
― 経常利益又は経常損失 (△)	900, 255	4, 664, 941
当期純利益又は当期純損失(△)	900, 255	4, 664, 941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△147, 727	△14, 284
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 13,693,249$	△8, 823, 309
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 839, 462	606, 411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 839, 462	606, 411
剰余金減少額又は欠損金増加額	17, 504	7, 976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	17, 504	7, 976
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△8, 823, 309	△3, 545, 649

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方 法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.	外貨建資産・負債の本邦通貨へ の換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における 計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.	収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
		(2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.	その他	当ファンドの計算期間は、2025年2月8日から2025年8月7日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期	第6期
(自 2024年 8月 8日	(自 2025年 2月 8日
至 2025年 2月 7日)	至 2025年 8月 7日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼす	同左
リスクがある項目を識別していないため、注記を省略して	
おります。	

(貸借対照表に関する注記)

	第5期		第6期	
	(2025年 2月 7日現在)		(2025年 8月 7日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
	132, 764, 738		1	23, 840, 924 □
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 8,823,309円	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第10号に 元本の欠損	- 規定する額 3,545,649円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9335円 (10,000口当たり純資産額 9,335円)		計算期間の末日における1単位当たりの約 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	巨資産の額 0.9714円 9,714円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第5期		第6期
	(自 2024年 8月 8日		(自 2025年 2月 8日
	至 2025年 2月 7日)		至 2025年 8月 7日)
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額 -円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額 -円
2.	分配金の計算過程 該当事項はありません。	2.	分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項		
第5期 (自 2024年 8月 8日 至 2025年 2月 7日)		第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定 する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的としております。	(1) 同左	金融商品に対する取組方針
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 同左	金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
(3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	(3) 同左	金融商品に係るリスク管理体制
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(4)	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

2. 金融商品の時価等に関する事項

額が異なることもあります。

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採

用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

第5期	第6期
(2025年 2月 7日現在)	(2025年 8月 7日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評	同左
価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり	
ません。	
(2) 時価の算定方法	(2) 時価の算定方法
① 投資信託受益証券	① 投資信託受益証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載	同左
しております。	
② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	同左
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期	第6期
(自 2024年 8月 8日	(自 2025年 2月 8日
至 2025年 2月 7日)	至 2025年 8月 7日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	同左
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい	
ないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第6期	
(自 2025年 2月 8日	
至 2025年 8月 7日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第5期		第6期	
(2025年 2月 7日現在)		(2025年 8月 7日現在)	
期首元本額	184, 141, 708円	期首元本額	132, 764, 738円
期中追加設定元本額	261,008円	期中追加設定元本額	165, 439円
期中一部解約元本額	51,637,978円	期中一部解約元本額	9,089,253円

2. 壳買目的有価証券

(単位:円)

種類	第5期 (2025年 2月 7日現在)	第6期 (2025年 8月 7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1, 624, 050	5, 272, 165
合計	1, 624, 050	5, 272, 165

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2025年 8月 7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 8月 7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額 備考
投資信託受益証	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII	11, 821. 073	118, 198, 908
券		-マージャー・アービトラージ クラスS1J		
		JPY Hシェアーズ(為替ヘッジあり)		
	小計	銘柄数:1	11, 821. 073	118, 198, 908
		組入時価比率:98.3%		100.0%
	米ドル	アライアンス・バーンスタインーショート・	4. 437	82. 57
		デュレーション・ボンド・ポートフォリオ ク		
		ラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)		
	小計	銘柄数:1	4. 437	82. 57
				(12, 193)
		組入時価比率:0.0%		0.0%
	合計			118, 211, 101
				(12, 193)

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)の2025年2月8日から2025年8月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)の2025年8月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断 した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2025年 2月 7日現在)	第6期 (2025年 8月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 971, 282	3, 063, 619
投資信託受益証券	66, 189, 393	119, 004, 885
未収利息	18	29
流動資産合計	68, 160, 693	122, 068, 533
資産合計	68, 160, 693	122, 068, 533
負債の部		
流動負債		
未払金	-	20, 000
未払解約金	498, 960	507
未払受託者報酬	10, 159	13, 594
未払委託者報酬	338, 558	452, 988
その他未払費用	34, 148	45, 703
流動負債合計	881, 825	532, 792
負債合計	881, 825	532, 792
純資産の部		
元本等		
元本	56, 896, 623	99, 505, 471
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10, 382, 245	22, 030, 270
(分配準備積立金)	6, 366, 226	9, 984, 519
元本等合計	67, 278, 868	121, 535, 741
純資産合計	67, 278, 868	121, 535, 741
負債純資産合計	68, 160, 693	122, 068, 533

(単位:円)

		(幸匹・11)
	第5期 (自 2024年 8月 8日 至 2025年 2月 7日)	第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
営業収益		
受取利息	1, 337	3, 567
有価証券売買等損益	5, 546, 581	4, 405, 784
為替差損益	336	△292
営業収益合計	5, 548, 254	4, 409, 059
営業費用		
受託者報酬	10, 159	13, 594
委託者報酬	338, 558	452, 988
その他費用	34, 148	45, 703
営業費用合計	382, 865	512, 285
営業利益又は営業損失(△)	5, 165, 389	3, 896, 774
経常利益又は経常損失(△)	5, 165, 389	3, 896, 774
当期純利益又は当期純損失(△)	5, 165, 389	3, 896, 774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	216, 831	41, 989
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6, 023, 795	10, 382, 245
剰余金増加額又は欠損金減少額	198, 490	8, 410, 377
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	198, 490	8, 410, 377
剰余金減少額又は欠損金増加額	788, 598	617, 137
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	788, 598	617, 137
分配金	_	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10, 382, 245	22, 030, 270
	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方 法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.	外貨建資産・負債の本邦通貨へ の換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における 計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.	収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
		(2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.	その他	当ファンドの計算期間は、2025年2月8日から2025年8月7日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期	第6期
(自 2024年 8月 8日	(自 2025年 2月 8日
至 2025年 2月 7日)	至 2025年 8月 7日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼす	同左
リスクがある項目を識別していないため、注記を省略して	
おります。	

(貸借対照表に関する注記)

	第5期		第6期	
	(2025年 2月 7日現在)		(2025年 8月 7日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
	56, 896, 623			99, 505, 471 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1825 (10,000口当たり純資産額 11,825円		計算期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	純資産の額 1. 2214円 12, 214円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第5期 (自 2024年 8月 8日 至 2025年 2月 7日)		第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額 -円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円
2.	分配金の計算過程 該当事項はありません。	2.	分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項	
第5期 (自 2024年 8月 8日 至 2025年 2月 7日)	第6期 (自 2025年 2月 8日 至 2025年 8月 7日)
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定 する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的としております。	(1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

2. 金融商品の時価等に関する事項

額が異なることもあります。

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

第5期	第6期
(2025年 2月 7日現在)	(2025年 8月 7日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評	同左
価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり	
ません。	
(2) 時価の算定方法 ① 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2)時価の算定方法① 投資信託受益証券同左② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務同左

同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期	第6期
(自 2024年 8月 8日	(自 2025年 2月 8日
至 2025年 2月 7日)	至 2025年 8月 7日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	同左
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい	
ないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第6期	
(自 2025年 2月 8日	
至 2025年 8月 7日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第5期		第6期	
(2025年 2月 7日現在)		(2025年 8月 7日現在)	
期首元本額	64, 354, 979円	期首元本額	56, 896, 623円
期中追加設定元本額	1, 165, 303円	期中追加設定元本額	46, 046, 634円
期中一部解約元本額	8,623,659円	期中一部解約元本額	3, 437, 786円

2. 壳買目的有価証券

(単位:円)

種類	第5期 (2025年 2月 7日現在)	第6期 (2025年 8月 7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5, 310, 610	4, 320, 956
合計	5, 310, 610	4, 320, 956

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2025年 8月 7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 8月 7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額 備考
投資信託受益証	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII	9, 428. 898	118, 992, 692
券		-マージャー・アービトラージ クラスS1J		
		シェアーズ(為替ヘッジなし)		
	小計	銘柄数:1	9, 428. 898	118, 992, 692
		組入時価比率:97.9%		100.0%
	米ドル	アライアンス・バーンスタインーショート・	4. 437	82. 57
		デュレーション・ボンド・ポートフォリオ ク		
		ラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)		
	小計	銘柄数:1	4. 437	82. 57
				(12, 193)
		組入時価比率:0.0%		0.0%
	合計			119, 004, 885
				(12, 193)

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)」は、「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり)」および「アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」、「アライアンス・バーンスタイン・カーション・ボンド・ポートフォム (為替ヘッジなし)」は、「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ クラスS1Jシェアーズ (為替ヘッジなし)」および「アライアンス・バーンスタイン・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」を投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて各該当証券投資信託の受益証券です。

「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ クラスS1Jシェアーズ (為替ヘッジなし)」は、それぞれ「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ」のシェアクラスの1つです。「アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ(米ドル建て)」は、「アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ」のシェアクラスの1つです。

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII-マージャー・アービトラージ」の状況

「アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII-マージャー・アービトラージ」はルクセンブルグ籍の外国証券投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務書類を委託会社において抜粋・翻訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

(1) 資産・負債計算書(2024年12月31日現在)

	Merger Arbitrage (USD)
資産	
投資有価証券-時価	\$298, 219, 729
保管銀行およびブローカーにおける現金	41, 764, 353
スワップ未実現評価益	7, 326, 703
定期預金	1, 523, 159
為替先渡契約未実現評価益	838, 690
スワップ受取金利	306, 833
未収配当金および未収利息	12, 444
ファンド株式販売未収金	254
	349, 992, 165
負 債	
投資有価証券ー売建・時価	74, 757, 082
スワップ未実現評価損	6, 982, 132
為替先渡契約未実現評価損	1, 196, 244
保管銀行およびブローカーに対する未払金	638, 435
スワップ未払金利	334, 234
未払配当金	196, 646
ファンド株式買戻未払金	2, 923
未払費用およびその他債務	285, 927
	84, 393, 623
純 資 産	\$265, 598, 542

(2) 損益計算書および純資産変動計算書(2024年1月1日~2024年12月31日)

	Merger Arbitrage (USD)
投資収益	
利息	\$986, 864
配当金(純額)	4, 176, 305
スワップ収益	1, 193, 938
費用	6, 357, 107
管理報酬	2, 044, 022
スワップに係る費用	1, 857, 084
配当金	921, 017
専門家報酬	75, 944
会計および管理事務代行報酬	50, 833
保管報酬	32, 488
税金	25, 533
AIFM登録費用	25, 603
名義書換代行報酬	21, 898
印刷費	8,715
その他	3, 957, 719
費用合計	9, 020, 856
純投資収益/(損失)	(2, 663, 749)
実現利益	
投資有価証券	31, 481, 580
為替先渡契約	19, 191, 859
為替取引	1,681,224
スワップ	7, 415, 984
et et 18 11.	59, 770, 647
実現損失 - 地次左征武光	(00, 000, 404)
投資有価証券	(23, 383, 404)
為替先渡契約 為替取引	(23, 274, 253) (1, 568, 468)
☆管取り スワップ	(9, 814, 807)
	(58, 040, 932)
十年田利米 (相供) の亦彰	
未実現利益(損失)の変動	(0.700.555)
投資有価証券	(2, 538, 202)
為替先渡契約	(1, 386, 117)
スワップ	1, 564, 293
為替	390
運用による純資産の増(減)額	(3, 293, 670)
ファンド証券取引	
増(減)額	6, 192, 826
純資産額	
期 首	262 600 226
	262, 699, 386
期 末	\$ 265, 598, 542

(3) 投資明細表(2024年12月31日現在)

		Shares	Value (USD)	Net Assets
	SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGU	JLATED MARKET		
COMMON STOCE INFORMATION T				
COMMUNICATION	Juniper Networks, Inc. †	424,215	\$ 15,886,851	6.0%
SOFTWARE		1744700	1 , ,	
50FI WARE	Altair Engineering, IncClass A†	74,168	8,092,470	3.1
	ANSYS, Inc. †	44,767	15,101,253	5.6
	HashiCorp, Inc.—Class A † Matterport, Inc. †	451,408 1,629,591	15,442,667 7,724,262	5.7 3.0
	Smartsheet, IncClass A †	142,333	7,974,916	3.0
			54,335,568	20.4
			70,222,419	26.4
MATERIALS			H ?	
CHEMICALS				
	Arcadium Lithium PLC †	1,785,922	9,161,780	3.4
	Covestro AG †	153,732	8,929,469	3.2
			18,091,249	6.6
CONSTRUCTION				
	Summit Materials, IncClass A †	193,965	9,814,630	3.8
CONTAINERS & P.				
	Berry Global Group, Inc. †	78,581	5,081,834	1.8
	Pactiv Evergreen, Inc. †	142,758	2,493,982	1.0
			7,575,816	2.8
METALS & MININ	G Gatos Silver, Inc. †	170,481	2,383,326	0.6
	SilverCrest Metals, Inc. †	32,790	298,389	0.0
	United States Steel Corp. †	109,551	3,723,638	1.4
	Universal Stainless & Alloy Products, Inc. †	83,126	3,660,038	1.4
			10,065,391	3.5
			45,547,086	16.7
HE ALTH CARE				
BIOTECHNOLOGY	Avid Bioservices, Inc. †	201 100	2 512 420	1.4
		284,489	3,513,439	1.4
HEALTH CARE EQ	UIPMENT & SUPPLIES Surmedies, Inc. †	251,778	9,970,407	3.8
		231,778	9,970,407	3.0
HEALTH CARE PR	OVIDERS & SER VICES Amedisys, Inc. †	162,866	14,786,604	5.5
	Cross Country Healthcare, Inc. †	319,356	5,799,507	2.1
			20,586,111	7.6
HEALTH CARE TE	CHNOLOGY			_
	Nexus AG (Deutsche Boerse) †	17,010	1,215,766	0.5
	Nexus AG (Xetra) †	3,203	229,594	0.1
			1,445,360	0.6
PHARMACEUTIC A		MARKET ET HE		0.0
	Revance Therapeutics, Inc. †	1,213,060	3,687,703	1.5
			39,203,020	14.9
FINANCIALS				
BANKS		***************************************	rana semesara	10.00
	CrossFirst Bankshares, Inc. † First Bancshares, Inc. (The) †	89,606 167,803	1,357,531 5,873,105	0.3 2.1
	Heartland Financial USA, Inc. †	194,996	11,954,228	4.7
	Sandy Spring Bancorp, Inc. †	10,873	366,529	0.1
			19,551,393	7.2
CONSUMER FINAL		the desired and the second		
	Discover Financial Services †	99,378	17,215,251	6.8
			36,766,644	14.0
COMMUNICATIO	N SERVICES			
DIVERSIFIED TEL	ECOMMUNICATION SERVICES	224.420		. 2. 2
	Frontier Communications Parent, Inc. †	320,052	11,105,805	4.2

		Shares	Value (USD)	Net Assets %
ENTERTAINMENT	Endeavor Group Holdings, Inc.—Class A †	256,252	\$ 8,018,126	3.0%
MEDIA	Interpublic Group of Cos., Inc. (The) †	167,555	4,694,893	1.7
			23,818,824	8.9
INDUSTRIALS	NTA TOTAL			
AEROSPACE & DEF	Heroux-Devtek, Inc. †	225,269	4,980,382	1.8
MACHINERY	Marel HF †	2,305,468	10,379,169	3.9
	,		15,359,551	5.7
CONSUMER STAP	LES			
FOOD PRODUCTS	Kellanova †	172 705	14 072 190	5.6
ENERGY	кенапоча †	173,795	14,072,180	5.6
ENERGY EQUIPME	NT & SER VICES			
J. D. C. L. D. C. MIL.	ChampionX Corp. †	469,636	12,769,402	4.7
CONSUMER DISCI	RETIONARY			
HOTELS, RESTAUR		00.0	1 /1/ /1-	A =
	Bally's Corp. † Everi Holdings, Inc. †	90,364 242,907	1,616,611 3,281,673	0.7 1.4
	PlayAGS, Inc. †	256,765	2,960,500	1.1
			7,858,784	3.2
UTILITIES				
ELECTRIC UTILITII		S. On Character Street, and other	(20) - \$470-047-047-04	Acres de la constante de la co
	ALLETE, Inc. †	114,748	7,435,671	2.8
REAL ESTATE				
RETAIL REITs	Retail Opportunity Investments Corp. †	11,431	198,442	0.1
	Average of the second of the s	11,101	273,252,023	103.0
WARRANTS				
DIVERSIFIED				
	ACQUISITION COMPANY			
	DP Cap Acquisition Corp. I, expiring 11/12/2028 † (a)	7,366	184	0.0
	Everest Consolidator Acquisition Corp., expiring 07/19/2028 † Rigel Resource Acquisition Corp., expiring 11/09/2026 †	7,390 7,364	148 2,063	0.0
			2,395	0.0
INDUSTRIALS			10 Tel	-
ELECTRICAL EQUI				
	Complete Solaria, Inc., expiring 07/14/2028 †	3,950	336	0.0
			2,731	103.0
	ATTA DIT		273,254,754	103.0
SECURITIES SOLD				
COMMON STOCKS INDUSTRIALS				
MACHINERY				
	John Bean Technologies Corp.	(5,839)	(742,137)	(0.3)
REAL ESTATE			-	W
REAL ESTATE MAN	VAGEMENT & DEVELOPMENT	(32,591)	(2 222 100)	(0.0)
COMMUNICATION	CoStar Group, Inc.	(32,391)	(2,333,189)	(0.8)
MEDIA	, 2222			
	Omnicom Group, Inc.	(57,638)	(4,959,173)	(1.7)
INFORMATION TE	CCHNOLOGY		×	
SOFTWARE				
	Synopsys, Inc.	(15,444)	(7,495,899)	(2.9)

	Rate	Date	Shares/Principal (-)/(000)	Value (USD)	Net Assets %
MATERIALS			10 30 10 10		-
CONTAINERS & PACKAGING Amcor PLC			(569,589)	\$ (5,359,833)	(2.0)%
METALS & MINING					
Coeur Mining, Inc. First Majestic Silver Corp.			(52,537) (434,727)	(300,512) (2,386,651) (2,687,163) (8,046,996)	(0.1) (0.6) (0.7) (2.7)
ENERGY					g
ENERGY EQUIPMENT & SERVICES Schlumberger NV			(345,205)	(13,235,157)	(5.1)
FINANCIALS					
BANKS			(0.505)	050 (50)	(0.1)
Atlantic Union Bankshares Corp. First Busey Corp. Renasant Corp. UMB Financial Corp.			(9,785) (59,809) (167,803) (107,247)	(370,656) (1,409,701) (5,998,959) (12,103,896) (19,883,212)	(0.1) (0.4) (2.3) (4.9) (7.7)
CONSUMER FINANCE Capital One Financial Corp			(101,286)	(18,061,319) (37,944,531) (74,757,082)	$\frac{(7.0)}{(14.7)}$ $\frac{(28.2)}{(28.2)}$
MONEY MARKET INSTRUMENTS					
U.S. TREASURY BILLS U.S. Treasury Bill (b) U.S. Treasury Bill (b) U.S. Treasury Bill	0.00% 0.00% 0.00%	01/21/2025 05/15/2025 12/26/2025	USD 10,000 11,000 4,000	9,977,464 10,831,349 3,841,883	3.8 4.1 1.4
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES RIGHTS HEALTH CARE				223,148,368	84.1
BIOTECHNOLOGY					
Chinook Therapeutics, Inc. † (a)			268,667 219,556	104,780 153,690 258,470	0.0
HEALTH CARE PROVIDERS & SER VICES ABIOMED, Inc. † (a)			22,778	23,233 281,703	0.0
MATERIALS					
PAPER & FOREST PRODUCTS Resolute Forest Products, Inc. † (a)			22,941	32,576 314,279	0.0
COMMON STOCKS					
INFORMATION TECHNOLOGY					
COMMUNICATIONS EQUIPMENT GCI Liberty, Inc. † (a)			2,224	0	0.0
Total Investments (cost \$222,191,084)				\$223,462,647	84.1%
Time Deposits	g no occ			N 123244	1577557
ANZ, London (c) BNP Paribas, Paris (c) Citibank, New York (c) HSBC, London (c) Scotiabank, Toronto (c)	3.09% 0.10% 3.68% 3.67% 2.06%			1,235 3,054 1,505,924 524 62	0.0 0.0 0.6 0.0 0.0
SEB, Stockholm (c) SMBC, Tokyo (c)	(0.93)% 1.87%	=		2,430 9,930	0.0
Total Time Deposits	1.0770	51 		1,523,159	0.6
Other assets less liabilities					10-10-10-1
Net Assets				40,612,736 \$265,598,542	15.3 100.0%

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty Brown Brothers Harriman & Co. J.		Contracts to Deliver (000)		Exchange For (000)	Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)	
		40	USD	0*	01/06/2025	\$	(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	3	JPY	460	01/06/2025		12
Brown Brothers Harriman & Co.+	JPY	19,980	USD	128	01/14/2025		865
Brown Brothers Harriman & Co.+	JPY	460	USD	3	01/14/2025		(11)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	24,831	JPY	3,771,002	01/14/2025	(8	832,800)
Brown Brothers Harriman & Co.+	AUD	1,506	USD	941	01/30/2025		8,412
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	24,635	AUD	39,488	01/30/2025	(1	193,019)
Goldman Sachs & Co. LLC	GBP	3,816	USD	4,862	01/16/2025	10.7	85,215
Goldman Sachs & Co. LLC	USD	3,933	GBP	3,062	01/16/2025	9	(99,672)
Goldman Sachs & Co. LLC	CAD	21,872	USD	15,715	02/05/2025	4	180,499
Goldman Sachs & Co. LLC	SEK	312	USD	28	02/05/2025		158
Goldman Sachs & Co. LLC	USD	3,510	CAD	5,053	02/05/2025		9,222
Goldman Sachs & Co. LLC	USD	5,980	CAD	8,484	02/05/2025	9	(70,741)
Goldman Sachs & Co. LLC	EUR	18,512	USD	19,474	02/27/2025	. 2	254,307
						\$ (3	357,554)
					Appreciation	\$ 8	838,690
					Depreciation	\$(1,1	196,244)

+ Used for portfolio or share class hedging purposes.

TOTAL RETURN SWAPS

Counterparty & Referenced Obligation	#of Shares or Units	Rate Paid/ Received	Notional Amount (000)	Maturity Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Receive Total Return on Reference Obligation					
JPMorgan Chase Bank NA					
Britvic PLC	488,142	SONIA plus 0.30%	GBP 6,275	08/12/2026	\$ 144,951
Morgan Stanley Capital Services LLC		The state of the s			
Canadian Western Bank	264,050	CORRA plus 0.40%	CAD12,828	10/20/2025	1,867,918
CI Financial Corp.	398,246	CORRA plus 0.40%	CAD12,326	10/20/2025	(2,900)
DS Smith PLC	2,434,086	SONIA plus 0.50%	GBP 8,939	10/20/2025	5,272,224
Hargreaves Lansdown PLC	689,039	SONIA plus 0.50%	GBP 7,532	10/20/2025	25,686
Neoen SA	33,502	EURIBOR plus 0.50%	EUR 1,321	10/20/2025	7,961
Spirent Communications PLC	2,986,928	SONIA plus 0.50%	GBP 5,280	10/20/2025	7,963
Pay Total Return on Reference Obligation Morgan Stanley Capital Services LLC					
International Paper Co.	312,780	SONIA minus 0.35%	GBP 10,329	10/20/2025	(3,902,718)
John Bean Technologies Corp.	52,613	EURIBOR minus 0.40%	EUR 4,714	10/20/2025	(1,792,267)
John Bean Technologies Corp.	4,017	EURIBOR minus 0.35%	EUR 334	10/20/2025	(177,351)
National Bank of Canada	118,774	CORRA minus 0.35%	CAD13,973	10/20/2025	(1,106,896)
Total					\$ 344,571
				Appreciation	\$ 7,326,703
				Depreciation	\$(6,982,132)

- † Position, or a portion thereof, has been segregated as margin for short sales.
- * Contract amount less than 500.
- (a) Fair valued as determined in accordance with procedures established by and under the general supervision of the AIFM's Board of Managers.
- (b) Position, or a portion thereof, has been segregated to collateralize OTC derivatives outstanding.
- (c) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar

CAD - Canadian Dollar

EUR - Euro

GBP - Great British Pound

JPY - Japanese Yen

SEK - Swedish Krona

USD - United States Dollar

Glossary:

EURIBOR - Euro Interbank Offered Rate

REIT - Real Estate Investment Trust

SONIA - Sterling Overnight Index Average

CORRA - Canadian Overnight Repo Rate Average

2. 「アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ」の状況

「アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ」はルクセンブルグ籍の外国証券投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務書類を委託会社において抜粋・翻訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

(1) 貸借対照表(2024年8月31日現在)

	Short Duration Bond Portfolio (USD)
次立	
資 産 投資有価証券-時価	\$ 457, 619, 445
大貞有価証券一時価未収配当金および未収利息	4, 827, 826
定期預金	10, 454, 374
ファンド証券売却未収金	1, 174, 553
先物為替予約未実現評価益	1, 493, 549
スワップに係る未収利息	866
保管受託銀行およびブローカー預託金	1, 371, 143
金融先物契約未実現評価益	87, 678
	477, 029, 434
負 債	
乗 頃 保管受託銀行およびブローカーへの未払金	676, 086
投資有価証券購入未払金	20, 059, 188
未払分配金	589, 234
先物為替予約未実現評価損	1, 362, 753
スワップに係る未払利息	297
ファンド証券買戻未払金	580, 537
金融先物契約未実現評価損	94, 378
スワップ未実現評価損	9, 812
未払費用その他債務	489, 962
	23, 862, 247
純資産額	\$ 453, 167, 187

(2) 損益計算書(2023年9月1日~2024年8月31日)

	Duration Bond Portfolio (USD)
投資収益	
利息	\$ 20, 277, 825
スワップ収益	604, 464
	20, 882, 289
費用	
管理報酬	2, 626, 945
スワップに係る費用	613, 042
管理会社報酬	358, 296
名義書換代行報酬	240, 571
税金	177, 970
保管報酬	167, 988
専門家報酬	188, 026
会計および管理事務代行報酬	39, 496
その他	79, 581
典田47 言さなは佐利45奈	4, 491, 915
費用払戻または権利放棄 純費用	(76, 679)
投資純(損)益	4, 415, 236 16, 467, 053
	10, 407, 033
実現(損)益 投資有価証券、先物為替予約、スワップ、 金融先物契約、オプションおよび通貨	(24, 211, 332)
未実現利益(損失)の変動	
投資有価証券	32, 125, 097
金融先物契約	(262, 036)
先物為替予約	2, 002, 322
スワップ	571, 894
外貨	(127, 159)
運用実績	26, 565, 839
ファンド証券取引	
増(減)額	(104, 466, 847)
分配金	(7, 388, 697)
純資産額	
期 首	538, 456, 892
期末	\$ 453, 167, 187

Short

(3) 投資明細表(2024年8月31日現在)

		Rate	Date	P	rincipal (000)	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE	SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEAL	Γ IN ON	ANOTHER	REGU	LATED MA	ARKET	
GOVERNMENTS	- TREASURIES						
AUSTRIA	Republic of Austria Government Bond	6.25%	07/15/2027	EUR	9,002	\$ 10,978,218	2.4%
COLOMBIA	Colom bian TES, Series B	5.75%	11/03/2027	COP	32,064,500	6,992,626	1.5
FINLAND	Finland Government Bond	2.50%	04/15/2030	EUR	5,015	5,529,350	1.2_
FRANCE	French Republic Government Bond OAT, Series OAT	2.75%	02/25/2029		2,327	2,583,369	0.6
INDONESIA	Indonesia Treasury Bond, Series 101	6.88%	04/15/2029	IDR	20,075,000	1,316,163	0.3
ITALY	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro, Series 3Y	2.95%	02/15/2027	EUR	8,485		2.1
JAPAN	,				,		
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 72		09/20/2024	JPY	1,600,000	10,955,258	2.4
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 76		03/20/2025		2,654,400	18,323,491	4.0
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 82		09/20/2025 06/20/2026		931,100 2,624,500	6,491,318 18,581,854	1.4 4.1
	Japan Government (wenty fear Bond, Series 80	2.30%	00/20/2020		2,024,300	54,351,921	11.9
MALAYSIA		2 200					
	Malaysia Government Bond, Series 0219		08/15/2029 11/16/2027	MYR	4,296 6,482	1,010,089	0.2
	Malaysia Government Bond, Series 0417	3.70%	11/10/2027		0,402	1,521,714 2,531,803	0.3
SPAIN	Spain Government Bond	2.50%	05/31/2027	EUR	8,407	9,268,672	2.1
UNITED STATES	Manager Manager (1997) of the Manager (1997)					20000 20000 (00000)	*******
	U.S. Treasury Notes.		01/15/2027	USD	12,387	12,423,674	2.7
	U.S. Treasury Notes		10/31/2024 07/15/2026		20,833 18,317	20,803,705 18,488,318	4.6 4.1
	U.S. Treasury Notes		03/15/2026		18,217	18,359,220	4.1
	U.S. Treasury Notes.		11/15/2026		40,077	40,684,009	9.0
	U.S. Treasury Notes.		04/30/2026		2,113	2,140,302	0.5
	U.S. Treasury Notes		10/31/2025		36,360	36,638,480	8.1
						149,537,708	33.1
						252,496,837	55.7
	NVESTMENT GRADE						
FINANCIAL INST	TITUTIONS						
BANKING	ABN AMRO Bank NV	1 5 40%	06/16/2027		500	471,227	0.1
	ABN AMRO Bank NV(a)		09/18/2027		900	912,236	0.1
	AIB Group PLC		10/14/2026		973	999,738	0.2
	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA, Series G		05/10/2026	EUR	1,300	1,442,215	0.3
	Banque Federative du Credit Mutuel SA	4.94%	01/26/2026	USD	1,444	1,449,974	0.3
	Banque Federative du Credit Mutuel SA(a)		01/23/2027		550	553,184	0.1
	Barclays PLC		03/12/2028		414	422,717	0.1
	Barclays PLC, Series E		01/31/2027	EUR	1,008 549	1,108,652	0.3
	Citigroup, Inc.(a)		03/17/2026 03/11/2027	USD	1,824	551,556 1,826,817	0.1
	Danske Bank A/S.		09/10/2025		1,009	1,008,062	0.2
	DNB Bank ASA, Series E		08/17/2027	GBP	1,455	1,874,165	0.4
	Goldman Sachs Group, Inc. (The)		06/15/2027	USD	906	901,561	0.2
	ING Groep NV, Series G	1.25%	02/16/2027	EUR	1,700	1,822,664	0.4
	Intesa Sanpaolo SpA, Series E		10/02/2025		1,464	1,634,555	0.4
	JPMorgan Chase & Co		04/28/2026	GBP	1,191	1,521,876	0.3
	KBC Group NV, Series E.		06/06/2026	EUR	1,400	1,556,456	0.3
	Lloyds Banking Group PLC(a)		01/05/2028	USD	1,360	1,376,373	0.3
	Morgan Stanley, Series G. NatWest Markets PLC, Series E.		04/27/2027 06/22/2026	EUR GBP	1,683 1,047	1,802,049 1,416,719	0.4 0.3
	Nordea Bank Abp, Series E		06/02/2026	ODI	1,220	1,611,070	0.3
	Santander UK Group Holdings PLC, Series E		05/08/2026		1,177	1,521,560	0.3
	Societe Generale SA		09/22/2028	EUR	700	712,375	0.2
	Standard Chartered PLC		01/30/2026	USD	1,576	1,558,907	0.3
	Standard Chartered PLC		01/09/2027		257	260,917	0.1
	A H I AD A I D	2 7507	11/14/2025	HIR	1,764	1,961,593	0.4
	Swedbank AB, Series E			LOIC			
	UBS Group AG, Series E	1.00%	06/24/2027	LOR	1,718	1,819,700	0.4
		1.00%		LOR			

		Rate	Date		ncipal 000)	Value (USD)	Net Assets %
BROKERAGE				100010717107070	in visition		
	Charles Schwab Corp. (The)(a)		05/13/2026	USD	1,763		0.4%
	Nomura Holdings, Inc	5.71%	01/09/2026		1,521		0.3
						3,291,084	0.7
FINANCE		5 505	1011510004			# 15 1 10	
T. 121 TO 1. 100	Aviation Capital Group LLC	5.50%	12/15/2024		747	745,119	0.2_
INSURANCE	Athana Glabal Fundina	5 150%	07/28/2027	GBP	1,000	1,312,582	0.3
	Athene Global Funding		03/12/2025	EUR	2,171	2,354,641	0.5
	Metropolitan Life Global Funding I, Series E		05/25/2025	LOIC	1,945	2,124,034	0.5
	New York Life Global Funding(a).		06/09/2026	USD	2,083	2,086,068	0.5
	•					7,877,325	1.8
						46,190,275	10.1
INDUSTRIAL							
CAPITAL GOODS							
CATTIME GOODS	Parker-Hannifin Corp	1.13%	03/01/2025	EUR	1,421	1,550,487	0.3
COMMUNICATIO	Section 1 in the side of the section						1
COMMONICATIO	Comcast Corp.	0.00%	09/14/2026		1,774	1,844,332	0.4
COMMUNICATIO	NS - TELECOMMUNICATIONS						
COMMONICATIO	AT&T, Inc.	0.25%	03/04/2026		626	663,790	0.2
	AT&T, Inc.		11/18/2025		745	825,755	0.2
	CK Hutchison Group Telecom Finance SA		04/17/2026		1,566	1,656,475	0.4
	Verizon Communications, Inc	4.13%	03/16/2027	USD	1,358	1,347,187	0.3
						4,493,207	1.1
CONSUMER CYC	LICAL - AUTOMOTIVE						
	Ford Motor Credit Co. LLC.		03/05/2027		1,335	1,355,222	0.3
	Harley-Davidson Financial Services, Inc.		06/08/2025		1,409	1,384,843	0.3
	Hyundai Capital America		09/21/2026 07/13/2026	CAD	1,600 1,044	1,636,352 791,378	$0.4 \\ 0.2$
	Toyota Credit Canada, Inc. Toyota Finance Australia Ltd., Series E.		06/18/2026	CAD	872		0.2
	Toyota I mance Ziastiana Eau., Denes Ex.	5.4570	00/10/2020	LOIC	0/2	6,137,681	1.4
CONSTIMER CVC	LICAL - RESTAURANTS					0,157,001	
CONDOMERCIC	McDonald's Corp., Series G	3.63%	11/28/2027		556	625,481	0.1_
CONSUMER CYC	LICAL - RETAILERS						
	VF Corp., Series E	4.13%	03/07/2026		542	599,077	0.1_
CONSUMER NON			0010510000		1.050	2 010 122	0.7
	Abbott Ireland Financing DAC, Series EUR.		09/27/2026		1,878	2,018,422	0.5
	American Medical Systems Europe BV		03/08/2025 03/03/2027		1,249 606	1,359,976 679,621	0.3
	Becton Dickinson & Co.		08/13/2025		551	589,451	0.1
	DH Europe Finance II SARL.		03/18/2026		1,783	1,886,570	0.4
	Haleon Netherlands Capital BV, Series E	1.25%	03/29/2026		353	378,917	0.1
	Keurig Dr. Pepper, Inc.(a)		03/15/2027	USD	1,367	1,372,835	0.3
	Kroger Co. (The)	4.60%	08/15/2027		339	339,908	0.1
						8,625,700	
ENERGY	DD Conitat Markets DL C. Sovies E	0.0107	00/05/0006	LT III	1 (55	1 902 190	0.4
TEGINIOI OGV	BP Capital Markets PLC, Series E	2.21%	09/25/2026	EUR	1,655	1,803,182	0.4
TECHNOLOGY	Honeywell International, Inc., Series 4Y	3 50%	05/17/2027		1,580	1,764,066	0.4
	Honey well international, inc., belies 41	3.30 10	03/17/2027		1,500	27,443,213	6.2
LEPH LEV						27,443,213	0.2_
UTILITY							
ELECTRIC	Enel Finance International NV	6 900%	10/14/2025	LISD	1,428	1,461,133	0.3
	Southern Co. (The).		10/06/2025	USD	893	896,396	0.3
	boundin co. (The).	5.15 %	10/00/2025		0,5	2,357,529	0.5
NATURAL GAS						2,331,327	
MAIORALOAS	National Grid North America, Inc., Series E.	0.41%	01/20/2026	EUR	1,301	1,382,402	0.3
					-,	3,739,931	0.8
						77,373,419	17.1
INELATION-LINE	KED SECURITIES					13,333,112	13.1
	RED SECORTIES						
CANADA	Canadian Government Real Return Bond	4.25%	12/01/2026	CAD	2,137	1,682,042	0.4
SWEDEN					, /	2,202,718	
	Sweden Inflation Linked Bond, Series 3104	3.50%	12/01/2028	SEK	3,280	579,061	0.1
	Sweden Inflation Linked Bond, Series 3112		06/01/2026		1,775	224,402	0.1
	Sweden Inflation Linked Bond, Series 3113	0.13%	12/01/2027		11,935	1,481,607	0.3
						2,285,070	0.5

				Date Principal Value (000) (USD)			Net Asset
UNITED STATES							
	U.S. Treasury Inflation Index.		04/15/2026	USD	9,860		2.1%
	U.S. Treasury Inflation Index	0.13%	04/15/2027		9,436		
						18,507,447	4.1
COVERED BOXES						22,474,559	5.0
COVERED BONDS	Banco de Sabadell SA, Series DMTN	3.50%	08/28/2026	EUR	1,200	1,341,148	0.3
	BPCE SFH SA		01/24/2028		2,100	2,347,530	0.5
	Credit Agricole Home Loan SFH SA		01/12/2028		1,900	2,099,378	0.5
	Korea Housing Finance Corp.		04/11/2027 06/18/2026		1,416 1,641	1,596,037 1,726,339	0.3
	Lloyds Bank PLC, Series E		02/19/2027		1,361	1,433,907	0.4
	National Australia Bank Ltd., Series G		03/16/2027		899	940,436	0.2
	Santander UK PLC		03/12/2027		2,116	2,242,189	0.5
	Shinhan Bank Co., Ltd.		01/29/2027	OFFIZ.	1,885	2,098,027	0.5
	Skandinaviska Enskilda Banken AB, Series 580		12/17/2025 02/16/2026	SEK EUR	14,000 455	1,336,732 505,472	0.3
	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd., Series E.		04/06/2026	LOR	1,264	1,407,678	0.1
	Westpac Banking Corp		04/05/2027		2,097	2,215,783	0.5
						21,290,656	4.7
GOVERNMENTS -	SOVEREIGN AGENCIES						
BELGIUM	D	2 12 2	0011010005	ann	C 200	0.041.004	1.0
EDANGE	Dexia SA, Series E.	2.13%	02/12/2025	GBP	6,200	8,041,824	
FRANCE	SNCF Reseau, Series E	1 13%	05/19/2027	EUR	2,600	2,744,426	0.6
	Societe Nationale SNCF SACA.		11/02/2027		800	889,644	0.2
	UNEDIC ASSEO, Series E		03/28/2027		1,800	1,915,594	0.4
	UNEDIC ASSEO, Series E	1.25%	10/21/2027		800	845,218	0.2
L'elanese						6,394,882	1.4
JAPAN	Development Bank of Japan, Inc., Series G	2 13%	09/01/2026		2,186	2,381,763	0.5
	Development Bank of Japan, Inc., Series G		09/13/2027		856	966,604	0.2
						3,348,367	0.7
NETHERLANDS							
	BNG Bank NV	3.25%	08/24/2026	AUD	4,778	3,171,994	0.7
MORTGAGE PASS	THROUGH					20,957,067	4.6
AGENCY FIXED RA							
MOLITET TIMED 10	Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	USD	1	641	0.0
	Government National Mortgage Association, Series 2024, TBA		09/01/2054		2,532	2,290,024	0.5
	Government National Mortgage Association, Series 2024, TBA		09/01/2054		3,477	3,402,993	0.8
	Government National Mortgage Association, Series 2024, TBA Government National Mortgage Association, Series 2024, TBA		09/01/2054 09/01/2054		3,399 2,000	3,391,428 2,012,735	0.7 0.4
	Government National Mortgage Association, Series 2024, TBA		09/01/2054		4,410	4,474,259	1.0
	Uniform Mortgage-Backed Security, Series 2024, TBA		09/01/2054		4,397	4,427,059	1.0
						19,999,139	4.4
LOCAL GOVERNM	MENTS - PROVINCIAL BONDS						
CANADA	2000	2 500	0010510000	1 T TT		0.10.10.1	0.5
	Province of British Columbia Canada		02/26/2027 11/27/2024	AUD	1,461 3,010	942,124 2,035,174	0.2 0.4
	Province of Manitoba Canada		06/09/2026		1,971	1,321,531	0.4
	Province of Ontario Canada, Series DIP.		08/26/2025		4,545	3,034,476	0.7
	Province of Quebec Canada	3.70%	05/20/2026		1,102	738,691	0.2
	Province of Quebec Canada	4.20%	03/10/2025		5,448	3,679,735	0.8
						11,751,731	
	SOVEREIGN BONDS						
GERMANY	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	4 10%	02/20/2026		3,811	2,580,223	0.6
	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau, Series E.		12/15/2025	GBP	4,555		1.2
						8,328,018	1.8
SOUTH KOREA							0
	Korea International Bond	0.00%	10/15/2026	EUR	1,737	1,799,499	0.4
COLLATERALIZE	ED LOAN OBLICATIONS					10,127,517	2.2
COLLATERALIZE CLO - FLOATING R	CD LOAN OBLIGATIONS						
CLO - FLOAIIING K	AGL CLO 12 Ltd., Series 2021-12A, Class A1(a)	6.70%	07/20/2034	USD	1,646	1,646,592	0.4
	Neuberger Berman Loan Advisers CLO 42 Ltd.,			210			
	Series 2021-42A, Class A(a)	6.65%	07/16/2035		1,434	1,435,889	0.3

		Rate	Date		rincipal (000)		Value (USD)	Net Assets %
	Neuberger Berman Loan Advisers CLO 43 Ltd., Series 2021-43A, Class A(a) New Mountain CLO 3 Ltd., Series CLO-3A, Class A(a)		07/17/2035 10/20/2034	USD	1,672 1,018	\$	1,673,637 1,018,793 5,774,911	0.4%
COLLATERALIZE	D MORTGAGE OBLIGATIONS					-		
RISK SHARE FLOA								
	Connecticut Avenue Securities Trust Series 2021-R01, Class 1M2(a). Series 2021-R03, Class 1M1(a). Series 2022-R08, Class 1M1(a). Series 2024-R04, Class 1M1(a). Eagle RE Ltd., Series 2021-2, Class M1B(a) Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk Debt Notes	6.20% 7.90% 6.45%	10/25/2041 12/25/2041 07/25/2042 05/25/2044 04/25/2034		70 229 162 552 83		70,337 228,673 166,367 551,926 83,472	0.0 0.1 0.1 0.1 0.0
	Series 2021-DNA5, Class M2(a). Series 2021-DNA6, Class M1(a). Series 2021-DNA6, Class M2(a). Series 2021-DNA6, Class M2(a). Series 2021-HQA4, Class M1(a). Series 2022-DNA3, Class M1A(a). Series 2021-DNA5, Class M1(a). Series 2021-DNA6, Class M1(a). Series 2022-DNA3, Class M1A(a). Series 2022-DNA3, C	6.15% 6.85% 6.30%	01/25/2034 10/25/2041 10/25/2041 12/25/2041 04/25/2042		160 12 812 568 415		161,362 12,198 815,416 565,268 419,708	0.0 0.0 0.2 0.1 0.1
	Series 2014-C04, Class 1M2(a). Series 2016-C02, Class 1M2(a).		11/25/2024 09/25/2028		480 155		484,144 160,439 3,719,310	$\begin{array}{r} 0.1 \\ -0.0 \\ \hline -0.8 \end{array}$
QUASI-SOVEREIO								
QUASI-SOVEREIO SOUTH KOREA	GN BONDS							
	Export-Import Bank of Korea		04/27/2025 04/03/2026		1,265 1,381		1,373,203 1,379,343 2,752,546	0.3 0.3 0.6
SUPRANATIONAL	S European Bank for Reconstruction & Development, Series G	630%	10/26/2027	INR	180,300		2,122,433	0.5
	European Bank for reconstruction to Beveropinent, Series 6	0.5070	10/20/2027	11 110	100,500		450,840,125	99.5
MONEY MARKET	INSTRUMENTS							
TREASURY BILLS	Japan Treasury Discount Bill, Series 1249	0.00%	11/11/2024	JPY	659,850	_	4,512,607 455,352,732	$\frac{1.0}{100.5}$
	RABLE SECURITIES							
CLO - FLOATING R	CD LOAN OBLIGATIONS							
CLO - PLOAIIIVO N	Bain Capital Credit CLO Ltd., Series 2021-4A, Class A1(a) Ballyrock CLO 16 Ltd., Series 2021-16A, Class A1(a)		10/20/2034 07/20/2034	USD	1,144 1,106		1,145,278 1,106,919 2,252,197	0.3 0.2 0.5
MORTGAGE PASS								
AGENCY FIXED R.	Federal National Mortgage Association, Series 1999 Federal National Mortgage Association, Series 1999 Federal National Mortgage Association, Series 1999 Federal National Mortgage Association, Series 2000 Federal National Mortgage Association, Series 2001 Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00% 7.00% 7.00% 7.00%	09/01/2029 10/01/2029 10/01/2029 12/01/2030 09/01/2031 09/01/2031		0* 1 0* 1 2		210 842 43 639 2,420 1,213	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
	Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00% 7.00% 7.00% 7.00% 7.00% 7.00%	09/01/2031 09/01/2031 11/01/2031 12/01/2031 12/01/2031 12/01/2031		0** 0** 2 3 1 0**	¢	150 60 2,493 2,856 1,465 348	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
	Federal National Mortgage Association, Series 2001 Federal National Mortgage Association, Series 2002		01/01/2032 02/01/2032		1		901 876 14,516 2,266,713	$ \begin{array}{r} 0.0 \\ 0.0 \\ \hline 0.0 \\ 0.5 \end{array} $
Total Investments	(cost \$452,038,651)					\$	A57 610 AAS	101.0%
Time Deposits	(COSE \$732,000,001)					\$	457,619,445	101.070
L	ANZ, Hong Kong(b) BBH, New York(b) BNP Paribas, Paris(b) Citibank, New York(b). DNB, Oslo(b).	3.44 % 6.46 % 0.50 % 4.68 % 3.05 %	- - -				25,035 1 801 9,773,252 209,090	0.0 0.0 0.0 2.2 0.0

	Rate	Date		Value (USD)	Net Assets %
HSBC, London(b)	3.90 %	h—0	\$	45,545	0.0%
HSBC, Paris(b)	2.62 %	(- 8		309,835	0.1
HSBC, Singapore(b)	2.11 %	5-9		45,166	0.0
Scotiabank, Toronto(b).	3.30 %	100		45,649	0.0
Total Time Deposits				10,454,374	2.3
Other assets less liabilities.			8	(14,906,632)	(3.3)
Net Assets			\$	453, 167, 187	100.0%

FUTURES

Description	Expiration Date	Number of Contracts	Original Value	Market Value	A	ppreciation epreciation)
Long						
Korea 3 Yr Bond Futures	09/13/2024	52	\$ 4,084,950	\$ 4,115,313	\$	30,363
U.S. T-Note 2 Yr (CBT) Futures	12/31/2024	119	24,737,648	24,698,078		(39,570)
Short						
Australian 3 Yr Bond Futures.	09/16/2024	69	4,939,739	4,994,547		(54,808)
Euro-BOBL Futures	12/06/2024	67	8,812,614	8,810,392		2,222
Euro-Schatz Futures		228	26,891,729	26,879,127		12,601
U.S. T-Note 5 Yr (CBT) Futures		77	8,436,898	8,423,680		13,219
U.S. T-Note 10 Yr (CBT) Futures		48	5,480,273	5,451,000		29,273
					\$	(6,700)
				Appreciation	\$	87,678
				Depreciation	\$	(94,378)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty		Contracts to Deliver (000)		Exchange For (000)	Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)	
Brown Brothers Harriman & Co.	HUF	27,821	USD	76	09/12/2024	\$	(2,170)
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	3	EUR	3	09/09/2024		38
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	0**	EUR	0**	09/09/2024		(0)**
Brown Brothers Harriman & Co.+.	AUD	288	USD	195	09/23/2024		160
Brown Brothers Harriman & Co.+	AUD	59	USD	40	09/23/2024		(109)
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR	58	USD	65	09/23/2024		550
Brown Brothers Harriman & Co.+.	NZD	0**	USD	0**	09/23/2024		S
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	7,106	AUD	10,539	09/23/2024		30,259
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	28	AUD	40	09/23/2024		(89)
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	2,508	CAD	3,416	09/23/2024		28,362
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	28,985	EUR	26,082	09/23/2024		(128,962)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3,227	GBP	2,477	09/23/2024		26,733
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	624	NZD	1,016	09/23/2024		10,422
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	442	SGD	576	09/23/2024		331
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	3	EUR	3	09/30/2024		(33)
Citibank NA.	CZK	76,923	USD	3,345	09/12/2024		(52,345)
Citibank NA.	PEN	3,999	USD	1,060	09/12/2024		(6,424)
Citibank NA.	USD	6,410	COP	26,118,784	09/12/2024		(171,783)
Citibank NA	USD	1,126	CZK	25,875	09/12/2024		16,764
Citibank NA	USD	1,086	HUF	387,727	09/12/2024		3,912
Citibank NA	USD	1,070	PEN	4,011	09/12/2024		202
Citibank NA	INR	182,566	USD	2,180	09/13/2024		3,492
Citibank NA	INR	93,311	USD	1,111	09/13/2024		(1,541)
Citibank NA	USD	4,487	INR	376,823	09/13/2024		5,807
Citibank NA	USD	3,163	INR	264,801	09/13/2024		(5,847)
Citibank NA.	IDR	34,620,007	USD	2,122	10/25/2024		(106,339)
Citibank NA	USD	1,031	IDR	16,677,242	10/25/2024		42,439
Deutsche Bank AG	AUD	753	USD	508	09/13/2024		(1,963)
Deutsche Bank AG	CAD	4,279	USD	3,154	09/13/2024		(22, 138)
HSBC Bank USA	COP	25,306,876	USD	6,327	09/12/2024		283,328
HSBC Bank USA	CZK	25,881	USD	1,120	09/12/2024		(22,594)
HSBC Bank USA	GBP	17,257	USD	22,469	09/12/2024		(196,775)
HSBC Bank USA	HUF	388,846	USD	1,072	09/12/2024		(21,875)
HSBC Bank USA	JPY	659,733	USD	4,544	09/12/2024		25,779
HSBC Bank USA	SEK	35,451	USD	3,458	09/12/2024		3,841
HSBC Bank USA	USD	1,137	CNH	8,087	09/12/2024		5,351
HSBC Bank USA	USD	1,132	PEN	4,230	09/12/2024		(3,712)
HSBC Bank USA	USD	1,039	INR	87,198	09/13/2024		203
HSBC Bank USA	IDR	34,428,531	USD	2,164	10/25/2024		(52,444)
HSBC Bank USA	USD	1,072	IDR	17,134,351	10/25/2024		30,941

Counterparty		Deliver (000)	In	Exchange For (000)	Settlement Date	Α	Unrealized ppreciation epreciation)
JPMorgan Chase Bank NA	COP	8,568,908	USD	2,104	09/12/2024	\$	57,863
JPMorgan Chase Bank NA	HUF	401,090	USD	1,140	09/12/2024		11,605
JPMorgan Chase Bank NA	HUF	385,529	USD	1,067	09/12/2024		(17,117)
JPMorgan Chase Bank NA	USD	1,067	CZK	24,939	09/12/2024		34,615
JPMorgan Chase Bank NA	USD	1,052	HUF	384,585	09/12/2024		29,387
JPMorgan Chase Bank NA	USD	1,133	HUF	401,227	09/12/2024		(4,775)
JPMorgan Chase Bank NA	SGD	1,548	USD	1,186	09/13/2024		(746)
JPMorgan Chase Bank NA	USD	1,142	SGD	1,490	09/13/2024		88
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	CLP	2,063,933	USD	2,241	09/12/2024		(17,609)
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	COP	5,155,604	USD	1,273	09/12/2024		42,006
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	COP	13,417,556	USD	3,177	09/12/2024		(27, 239)
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	PEN	4.229	USD	1.124	09/12/2024		(4,560)
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	USD	1.089	CZK	25.027	09/12/2024		16,702
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	USD	1,071	PEN	3,997	09/12/2024		(4,368)
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	INR	177,234	USD	2,114	09/13/2024		784
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	INR	179,220	USD	2,129	09/13/2024		(7,556)
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	KRW	3,096,453	USD	2,270	10/18/2024		(51,093
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	USD	1,097	KRW	1,489,514	10/18/2024		19,892
Morgan Stanley Capital Services LLC	CZK	24,902	USD	1.069	09/12/2024		(31,080)
Morgan Stanley Capital Services LLC	EUR	5,031	USD	5,595	09/12/2024		31,712
Morgan Stanley Capital Services LLC	JPY	7,997,714	USD	54,905	09/12/2024		133,629
Morgan Stanley Capital Services LLC	PEN	4,010	USD	1,067	09/12/2024		(2,571)
Morgan Stanley Capital Services LLC	AUD	24,999	USD	16.633	09/19/2024		(293,684)
Morgan Stanley Capital Services LLC	KRW	219,524	USD	160	10/18/2024		(4,291)
Morgan Stanley Capital Services LLC	MYR	11.035	USD	2,531	11/21/2024		(35,681)
Societe Generale	EUR	110,123	USD	122,356	09/12/2024		581,402
Standard Chartered Bank	USD	7.520	EUR	6.751	09/12/2024		(54,378)
Standard Chartered Bank	PLN	4,587	USD	1,191	09/13/2024		6,967
Standard Chartered Bank	USD	1,066	IDR	16,686,101	10/25/2024		7,983
Standard Chartered Bank	USD	926	IDR	14,242,952	10/25/2024		(8,862)
	1900000	1000	500,000	2 1811 1131 1311		\$	130,796
					Appreciation	\$	1,493,549
					Depreciation	\$	(1,362,753)

⁺ Used for portfolio or share class hedging purposes.

CENTRALLY CLEARED INTEREST RATE SWAPS

			_	Rate	Гуре	
Clearing Broker/(Exchange)	Notional Amount (000)		Termination Date	Payments Made By the Fund	Payments Received By the Fund	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	SEK	47,972	08/30/2026	2.290%	3 Month STIBOR	\$ (3,083)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	SEK	47,973	09/02/2026	2.265%	3 Month STIBOR	(1,459)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	SEK	47,972	09/02/2026	2.257%	3 Month STIBOR	(737)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	SEK	47,972	09/02/2026	2.298%	3 Month STIBOR	(4,437)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	SEK	43,891	09/02/2026	2.250%	3 Month STIBOR	(96)
Total						\$ (9,812)

- * Principal amount less than 500.
- ** Contract amount less than 500.
- *** Amount less than 0.50.
- (a) Floating Rate Security. Stated interest rate was in effect at August 30, 2024.
- (b) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar CAD – Canadian Dollar

CLP - Chilean Peso

CNH - Chinese Yuan Renminbi (Offshore)

COP - Colombian Peso

CZK – Czech Koruna EUR – Euro

GBP - Great British Pound

HUF - Hungarian Forint

IDR - Indonesian Rupiah

INR - Indian Rupee

JPY – Japanese Yen

KRW - South Korean Won

MYR - Malaysian Ringgit

NZD - New Zealand Dollar

PEN - Peruvian Sol

PLN - Polish Zloty

SEK – Swedish Krona SGD – Singapore Dollar

USD - United States Dollar

Glossary:

BOBL - Bundesobligation

CBT Chicago Board of Trade

CLO Collateralized Loan Obligations

LCH

 London Clearing House
 Obligations Assimilables du Trésor OAT STIBOR - Stockholm Interbank Offered Rate

- To Be Announced

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジあり)

2025年 8月29日現在

Ι	資産総額	120, 391, 010円
Π	負債総額	81, 260円
Ш	純資産総額 (I – II)	120, 309, 750円
IV	発行済口数	123, 853, 852 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0. 9714円

アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム (為替ヘッジなし)

2025年 8月29日現在

Ι	資産総額	121, 707, 033円
Π	負債総額	82, 464円
Ш	純資産総額 (I – II)	121, 624, 569円
IV	発行済口数	99, 467, 976 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1. 2228円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消 された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発 行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を 行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3) 受益証券の譲渡制限の内容 受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再 発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年8月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記 a. の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を 策定し運用の指図を行います。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年8月末現在次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71本	6,806,985百万円
追加型公社債投資信託	1	_
単位型株式投資信託	4本	73,466百万円
単位型公社債投資信託	_	_
合計	75本	6,880,452百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表及び中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。
- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けておりま す。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度に係る中間会計期間(自 2025年1月1日 至2025年6月30日)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取 締 役 会 御 中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		期別	1	第28期	第29期
		期 別	注記	第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)
科	目		番号	金 額	金 額
	日 『産の部)			五 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	並 領 千円
I	流動資産			1 17	1
1	預金			5, 177, 049	6 004 550
	有価証券				6, 994, 550
	前払費用			2, 115, 792	2, 154, 660
	未収入金			141, 385	103, 059
				57, 243	146, 802
	未収委託者報酬			3, 330, 454	4, 549, 809
	未収運用受託報酬			656, 841	633, 299
_	流動資産合計			11, 478, 764	14, 582, 179
П	固 定 資 産				
	有形固定資産				
	建物		*2	452, 223	347, 853
	器具備品		*2	99, 762	111, 047
	有形固定資産合計			551, 985	458, 900
	無形固定資産				
	ソフトウェア			-	_
	電話加入権			2, 204	2, 204
1	無形固定資産合計			2, 204	2, 204
	投資その他の資産				
	投資有価証券			-	-
	長期差入保証金			147, 562	125, 011
	長期前払費用			10,842	7, 347
	繰延税金資産			509, 936	498, 399
	投資その他の資産合計			668, 340	630, 757
	固定資産合計			1, 222, 529	1, 091, 861
資	産 合 計			12, 701, 293	15, 674, 040
Ι	(負債の部) 流 動 負 債 預り金 未払金 未払手数料			46, 649 1, 554, 093	42, 502 2, 125, 315
	未払委託計算費			25, 161	45, 413
	その他未払金		*1	2,742,832	4, 747, 249
	未払費用			174, 488	190, 718
	未払賞与			747, 465	860, 336
	未払法人税等			270, 368	208, 334
	流動負債合計			5, 561, 056	8, 219, 867
П	固 定 負 債				
1	退職給付引当金			493, 753	494, 353
1	関係会社長期借入金			1, 903, 230	2, 121, 660
	固定負債合計			2, 396, 983	2,616,013
負	債 合 計			7, 958, 039	10, 835, 880
	(純資産の部)				
Ι	株 主 資 本				
	資本金 資本剰余金			1,630,000	1, 630, 000
	資本準備金			1,500,000	1,500,000
	利益剰余金 その他利益剰余金				
1	繰越利益剰余金			1, 321, 662	1, 273, 787
1	利益剰余金合計			1, 321, 662	1, 273, 787
1	株主資本合計			4, 451, 662	4, 403, 787
П	評価・換算差額等			1, 101, 002	1, 100, 101
	その他有価証券評価差額金			291, 592	434, 373
	評価・換算差額等合計			291, 592	434, 373
純	資 産 合 計			4, 743, 254	4, 838, 160
	債・純資産合計			12, 701, 293	15, 674, 040
1				12,	10, 0.1, 010

(2)【損益計算書】

	期別		第28期	第29期
	241 17.1	注記	(自2023年1月 1日	(自2024年1月 1日
		番号	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
科	目	· HE /J	金 額	金 額
7-1	H		型 (根 千円	並 領 千円
Ι	営業収益		一十円	十円
1			51 500 715	70 510 051
	委託者報酬		51, 583, 715	72, 518, 351
	運用受託報酬		1, 350, 715	1, 126, 230
	販売代行報酬		270, 031	322, 415
	その他営業収益	*1	△21, 068, 164	△31, 031, 861
	営業収益計		32, 136, 297	42, 935, 135
П	営業経費			
	支払手数料		25, 363, 768	35, 700, 498
	広告宣伝費		109, 896	146, 871
	調査費			
	調査費		81, 286	77, 971
	図書費		2, 305	2, 187
	委託計算費		707, 587	827, 594
	営業雑経費			
	通信費		45, 825	51, 857
	印刷費		38, 093	39, 999
	協会費		25, 481	23, 564
	諸会費		2,600	6, 089
	営業経費計		26, 376, 841	36, 876, 630
Ш	一般管理費			
	給料			
	役員報酬		133, 566	147, 320
	給料・手当		1, 583, 695	1, 591, 989
	賞与		702, 636	831, 874
	交際費		6, 815	5, 636
	旅費交通費		36, 479	59, 102
	租税公課		80, 800	80, 042
	不動産賃借料		279, 781	289, 522
	退職給付費用		124, 460	147, 988
	固定資產減価償却費		173, 854	164, 603
	関係会社付替費用		896, 671	1,026,440
	諸経費		513, 684	582, 502
	一般管理費計		4, 532, 441	4, 927, 018
	営業利益		1, 227, 015	1, 131, 487
IV	営業外収益			
	受取利息		104, 776	111, 305
	その他営業外収益		691	389
	営業外収益計		105, 467	111,694
V	営業外費用			
	支払利息	*1	77, 392	83,047
	為替差損		89, 808	176, 497
	営業外費用計		167, 200	259, 544
L	経常利益		1, 165, 282	983, 637
VI	特別利益			
L	投資有価証券売却益		2, 129	97
VII	特別損失			
	投資有価証券売却損		519	-
	税引前当期純利益		1, 166, 892	983, 734
	法人税、住民税及び事業税		423, 673	391, 674
	法人税等調整額		△26,841	△51, 478
	法人税等計		396, 832	340, 196
	当期純利益		770,060	643, 538
l				

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本			評価・換算 差額等	
	資本剰余金		利益剰	利益剰余金		777.7.2.4	2000 00 0000 00 0000
	資本金		その他利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差	純資產合計
	貝个亚	資本準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	休土負少口計	額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	E.		△ 231,916	△ 231,916	△ 231,916	15	△ 231,916
当期純利益	I.	I	770,060	770,060	770,060	Ē	770,060
株主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	0	ær.)	ï	90,319	90,319
当期変動額合計	-	:= :	538,144	538,144	538,144	90,319	628,463
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

			評価・換算 差額等				
		資本剰余金	利益剰余金				
			その他利益剰余金		** + * * * * ^ = 1	その他有価	純資產合計
	資本金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	証券評価差 額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	E		△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	. .	△ 691,413
当期純利益	<u>123</u>	ĝ	643,538	643,538	643,538	ш	643,538
株主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)		0	ভ	-	1	142,781	142,781
当期変動額合計	8	:=:	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券 (預金と同様の性格を有するもの)

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券(市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価値等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 $2 \sim 10$ 年

器具備品 3~10年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。 サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足される という前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益(投資顧問業取引に関する調整)

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業 会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

(XII)4 M X X M				
第28期		第29期		
(2023年12月31日	3 現在)	(2024年12月31日 現在)		
*1 区分掲記されたもの以外で	各科目に含まれている関	*1 区分掲記されたもの以外	トで各科目に含まれている関	
係会社に対するものは以下の	とおりであります。	係会社に対するものは以下のとおりであります。		
その他未払金	2,073,675千円	その他未払金	3, 132, 378千円	
*2 有形固定資産の減価償却累	汁額は以下のとおりであ	*2 有形固定資産の減価償却	7累計額は以下のとおりであ	
ります。		ります。		
建物	650,573千円	建物	754, 943千円	
器具備品	312,754千円	器具備品	347, 496千円	

(損益計算書関係)

第28期		第29期		
(自2023年1月 1日		(自2024年1月 1日		
至2023年12月31日	∃)	至2024	4年12月31日)	
*1 各科目に含まれている関係会社に				
のとおりであり、その他営業収益に	は当社の親会社およ	のとおりであり、その他営	営業収益は当社の親会社および	
び海外グループ子会社との移転価格	格契約に基づく投資	海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問		
顧問業取引に関する調整であります	す。支払利息は関係	業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長		
会社長期借入金に係る利息でありる	ます。	期借入金に係る利息であり)ます。	
7 0 16 24 24 15 24	A 01 000 1017 III	7 页层坐坐面头	A 91 991 991 T III	
その他営業収益	$\triangle 21,068,164$ 千円	その他営業収益	△31,031,861千円	
関係会社付替費用	896,671千円	関係会社付替費用	1,026,440千円	
支払利息	77,392千円	支払利息	83,047千円	

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	32, 600	-	-	32, 600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額1株当たりの配当額基準日効力発生日231,916千円7,114円2022年12月31日2023年6月30日

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	32, 600	ı	1	32, 600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額691,413千円1株当たりの配当額21,209円基準日2023年12月31日効力発生日2024年 6月28日

(リース取引関係)

第28期		第29期		
(自2023年1月 1月	∃	(自2024年)	1月 1日	
至2023年12月31	目)	至2024年12月31日)		
オペレーティング・リース取引(借		オペレーティング・リース取り		
オペレーティング・リース取引の				
に係る未経過リース料		に係る未経過リース料		
1年内	226,714千円	1 年内	226,714千円	
1年超	806,091千円	1年超	579, 377千円	
合計	1,032,805千円	合計	806,091千円	

(金融商品関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収 運用受託報酬及び未払金(未払手数料)はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定する マネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行ってお ります。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資 金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、 取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1, 903, 230	1, 858, 113	-45, 117
負債計	1, 903, 230	1, 858, 113	-45, 117

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他 未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
 - これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
 - (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
関係会社長期借入金	ı	1, 858, 113	ı	1, 858, 113
負債計	-	1, 858, 113	-	1, 858, 113

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-		-	-	1, 903, 230	1
合計	-	-	_	-	1, 903, 230	-

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収 運用受託報酬及び未払金(未払手数料)はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定する マネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行ってお ります。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資 金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、 取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2, 121, 660	2, 038, 559	-83, 101
負債計	2, 121, 660	2, 038, 559	-83, 101

(注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他 未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

		時価				
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
関係会社長期借入金	_	2, 038, 559	-	2, 038, 559		
負債計	-	2, 038, 559	-	2, 038, 559		

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	ı	-	-	2, 121, 660	-	-
合計	-	-	-	2, 121, 660	_	-

(有価証券関係)

第28期(2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

- (注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。
- 2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_		-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	_	-
②社債	_	_	_
③その他	_	_	-
(3)その他	95, 012	2, 129	-519
合計	95, 012	2, 129	-519

第29期(2024年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	_	-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	_	-
②社債	-	_	-
③その他	-	-	-
(3) その他	2, 081	97	_
合計	2, 081	97	

(退職給付関係)

第28期	第29期	
(自 2023年1月 1日	(自 2024年1月 1日	
至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)	
1. 採用している退職金制度の概要	1.採用している退職金制度の概要	
当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けてお	当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けて	
ります。退職一時金制度では、退職給付として、給与と	おります。退職一時金制度では、退職給付として、給	
勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法によ	与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便	
り退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりま	法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算して	
す。	おります。	
2. 確定給付制度	2. 確定給付制度	
(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金 439,844 千円		
退職給付費用 74,594 千円		
退職給付の支払額 20,685 千円		
期末における退職給付引当金 493,753 千円		
7917(C4017 0 ZEMANH 11 J1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	79171C1C4017 & ZCHWHITT JT II III II I	
(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上され た前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 - 年金資産 -	(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上され た前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 - 年金資産 -	
- 非積立型制度の退職給付債務 493,753 千円		
作員立空制度の返職和刊貨榜 493,733 千円 貸借対照表に計上された負債と資 493,733 千円	非積立型制度の退職給付債務 494,353 千円 貸借対照表に計上された負債と資	
東旧列照及に引工された真頂と真	章 (194,353 千円) 産の純額 (194,353 千円)	
退職給付引当金 493,753 千円		
貸借対照表に計上された負債と資 400.750 エロ	貸借対照表に計上された負債と資 404.050 エロ	
産の純額 493, 753 千円	産の純額 494, 353 千円	
(3) 退職給付に関連する損益	(3)退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用 74,594 千円	簡便法で計算した退職給付費用 81,875 千円	
	·	
3. 確定拠出制度	3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円であ	当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円で	
りました。	ありました。	

(税効果会計関係)

(忧别术云引)			
第28期		第29期	
(2023年12月31日現在)		(2024年12月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	Eな原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の
の内訳		内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払事業税否認	9, 303	未払事業税否認	8, 915
未払費用否認	53,860	未払費用否認	58,830
親会社持分報酬制度負担額	62, 367	親会社持分報酬制度負担額	51, 232
賞与引当金損金算入限度超過額 2	207, 756	賞与引当金損金算入限度超過額	238, 884
貯蔵品	851	貯蔵品	1, 234
減価償却超過額 1	56,670	減価償却超過額	181, 609
	49, 221	退職給付引当金損金算入限度超過額	149, 405
	42,979	原状回復費用否認	50, 933
長期繰延資産 (移転支援金)	_	長期繰延資産 (移転支援金)	_
	30, 092	その他	$\triangle 191,710$
<u> </u>	552, 915	操延税金資産小計	549, 332
	42, 979	将来減算一時差異における評価性引当額	△50, 933
	509, 936	繰延税金資産計	498, 399
	703, 300	床 色 / L 正 頁 / E 口	100, 000
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	
率との差異の原因となった主要な項目別の内記		との差異の原因となった主要な項目別の内	
法定実効税率	30.6 %	法定実効税率	30.6 %
(調整)		(調整)	
交際費・役員賞与等永久に損金に算入	2. 4	交際費・役員賞与等永久に損金に算	2.8
されない項目	4.4	入されない項目	2.0
評価性引当額取崩し	0.6	評価性引当額	0.8
その他	0.4	その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %
=			

(資産除去債務関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(1 = 114)
委託者報酬	51, 583, 715
運用受託報酬	1, 350, 715
販売代行報酬	270, 031
その他営業収益	△ 21, 068, 164
合計	32, 136, 297

- (注)成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

委託者報酬	72, 518, 351
運用受託報酬	1, 126, 230
販売代行報酬	322, 415
その他営業収益	△ 31, 031, 861
合計	42, 935, 135

- (注)成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アライアン ス・バーンス	アメリカ合衆国テネシー州		投資顧	(被所有)	当社設定・ 運用商品の	その他 営業収益	△21, 068, 165	未払金	2, 073, 675
祝云江	タイン・エ ル・ピー	ナッシュビル市	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	896, 671	不拉金	2,013,615

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	サ来の	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
如人払	アライアンス・バー ンスタイン・コーポ レーション・オブ・	一 台衆国 テネシー州	157, 256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	ı	関係会社 長期借入金	1, 903, 230
	デラウェア	ナッシュビル 市	十木 ドル		旦1女100.0		支払利息	77, 392	その他未払金	21, 305

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア (非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)

エクイタブル・ホールディングス・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第29期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アライアン ス・バーンス	アメリカ合衆国 テネシー州	5, 049, 135	投資顧	(被所有)	当社設定・ 運用商品の	その他 営業収益	△31, 131, 136		3, 132, 378
税云红	タイン・エ ル・ピー	ナッシュビル市	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	1, 026, 440		3, 132, 378

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	11. DT	資本金又 は出資金	争業の	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	アライアンス・バー ンスタイン・コーポ レーション・オブ・		191, 484 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	-	関係会社 長期借入金	2, 121, 660
	レーション・ォノ・ デラウェア	ナッシュビル 市	エルトル		E.1女100.0		支払利息	83, 047	その他未払金	23, 985

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)

エクイタブル・ホールディングス・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問へ の 売上高	51, 583, 715	1, 350, 715	270, 031	△21, 068, 164	32, 136, 297

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:千円)

日本	米国	その他	合計
52, 972, 507	$\triangle 21, 101, 412$	265, 202	32, 136, 297

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)に対する△21,101,412千円となります。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

1. 2011/20 /	MINIS DO NO				(+12.111)
	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問へ の 売上高	72, 518, 351	1, 126, 230	322, 415	△31,031,861	42, 935, 135

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:千円)

日本	米国	その他	合計
73, 743, 856	△31, 126, 478	317, 757	42, 935, 135

⁽注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)に対する△31,126,478千円となります。

(1株当たり情報)

項目	第28期 (自2023年1月 1日	第29期 (自2024年1月 1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	145,498 円 59 銭	148,409 円 82 銭
1株当たり当期純利益	23,621 円 48 銭	19,740 円 42 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	当期純利益については、潜在株式

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(出) 17年17月7日 7月7月1日 7月7日 17日		
	第28期	第29期
項目	(自2023年1月 1日	(自2024年1月 1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
当期純利益 (千円)	770, 060	643, 538
■ 普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
日延州工作州湖 0.84 亚城(111)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	770, 060	643, 538
期中平均株式数(株)	32, 600	32, 600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第 30 期中间尝計期间 2025年 6月 30日現在
資産の部		(+12:113)
流動資産		
預金		5, 750, 273
有価証券		2, 022, 055
未収入金		122, 305
未収委託者報酬		4, 107, 015
未収運用受託報酬		225, 939
その他		79, 885
流動資産合計		12, 307, 472
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2	295, 668
器具備品	※ 2	137, 085
無形固定資産		2, 204
投資その他の資産		
長期差入保証金		114, 702
繰延税金資産		404, 024
その他		6, 245
固定資産合計		959, 928
資産合計		13, 267, 400
負債の部		
流動負債		
預り金		43, 890
未払金		
未払手数料		1, 947, 344
その他未払金		3, 320, 983
未払消費税等	※ 1	820, 170
未払費用		168, 096
未払法人税等		32, 690
賞与引当金		406, 395
流動負債合計		6, 739, 568
固定負債		
退職給付引当金		484, 644
関係会社長期借入金		1, 950, 008
固定負債合計		2, 434, 652
負債合計		9, 174, 220
純資産の部		
株主資本		
資本金		1, 630, 000
資本剰余金		
資本準備金		1, 500, 000
資本剰余金合計		1, 500, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		650, 430
利益剰余金合計		650, 430
株主資本合計		3, 780, 430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		312, 750
評価・換算差額等合計		312, 750
純資産合計		4, 093, 180
負債・純資産合計		13, 267, 400
'I'		10, 207, 100

第 30 期中間会計期間

(2)中間損益計算書

		第 30 期中間会計期間 自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日 (単位:千円)
営業収益		
委託者報酬		40, 747, 744
運用受託報酬		447, 937
その他営業収益	※ 1	△17, 989, 964
営業収益合計		23, 205, 717
営業費用		
支払手数料		20, 009, 238
その他		568, 620
営業費用合計		20, 577, 858
一般管理費	※ 2	2, 484, 575
営業利益		143, 284
営業外収益	※ 3	202, 657
営業外費用	※ 4	40, 048
経常利益		305, 893
特別損失		
固定資産除却損		351
税引前中間純利益		305, 542
法人税、住民税及び事業税		1, 674
法人税等調整額		148, 052
中間純利益		155, 816

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券 (預金と同様の性格を有するもの) 移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 $2 \sim 10$ 年 器具備品 $3 \sim 10$ 年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。 サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足される という前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益(投資顧問業取引に関する調整)

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、 月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(中間貸借対照表関係)

- ※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
- ※2 第30期中間会計期間末 (2025年6月30日現在) の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおり で あります。

建物 器具備品 807, 129千円 363, 055千円

(中間損益計算書関係)

- %1 その他営業収益のうち、 $\triangle18,142,642$ 千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- ※ 2 第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)の有形固定資産の減価償却実施額は、86,815千円であります。
- ※3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 40,954千円及び為替差益161,166千円となります。
- ※4 営業外費用につきましては、支払利息 40,048千円となります。

(リース取引関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

オペレーティング・リース取引(借主側)のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1年内 1年超 合計 226,714千円 484,912千円 711,626千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額	
関係会社長期借入金	1, 950, 008	1, 904, 174	-45, 834	
負債計	1, 950, 008	1, 904, 174	-45, 834	

(注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、 未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定 した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用 いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類して おります。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当ありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
関係会社長期借入金	1	1, 904, 174	-	1, 904, 174
負債計	_	1, 904, 174	_	1, 904, 174

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	I	-	-	1, 950, 008	-	_
合計	-	-	-	1, 950, 008	-	-

(有価証券関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

有価証券のうち2,022,055千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

(資産除去債務関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	(1124 • 114)
委託者報酬	40, 747, 744
運用受託報酬	447, 937
販売代行報酬	152, 678
その他営業収益	\triangle 18, 142, 642
合計	23, 205, 717

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
 - 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及 び費用の計上基準」に記載のとおりです。
 - 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込 まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬 運用受託報酬 販売代行報酬 その他営業収益 40,747,744千円 447,937千円 152,678千円 △18,142,642千円

合計

23, 205, 717千円

(2)地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本 米国 その他 合計 41, 195, 681千円 △18, 162, 960千円 172, 996千円 23, 205, 717千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)であり、当該顧客に対する営業収益は $\triangle18,162,960$ 千円であります。

(1株当たり情報)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1株当たり純資産額 125,557円67銭

1株当たり中間純利益 4,779円62銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 155,816千円 普通株主に帰属しない金額 -普通株式に係る中間純利益 155,816千円 期中平均株式数 32,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・M&A プレミアム (為替ヘッジあり)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める主要投資対象投資信託証券(以下、「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。このほか、別に定める投資信託証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

- ① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。この戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とし、また、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。
- ② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、 上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超 えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人 投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を 含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり) 信託約 款

第1条(信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下、「信託法」といいます。) の適用 を受けます。

第2条(信託事務の委託)

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第23条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条(信託の目的および金額)

委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条(信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条(信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から2027年8月9日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条(当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条(受益権の分割および再分割)

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に 分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条(信託日時の異なる受益権の内容)

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条(受益権の帰属と受益証券の不発行)

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第12条(受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第13条(受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条 第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭債権
 - (3) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第17条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める主要投資対象投資信託証券および別に定める 投資信託証券(以下総称して、「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金 融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除 きます。)に投資することを指図します。

- 1. 短期社債等
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)に より運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号まで に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条(利害関係人等との取引等)

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法 第32条第3項の通知は行いません。

第19条 (運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

第20条(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条(外国為替予約取引の指図)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条(信用リスク集中回避のための投資制限)

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券

等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第23条(信託業務の委託等)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第24条 (混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条(信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条(一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条(資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条(損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条(受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつ ど別にこれを定めます。

第30条(信託の計算期間)

この信託の計算期間は、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年2月7日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条(信託財産に関する報告)

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

第32条(信託事務の諸経費および諸費用)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁 することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 - 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る

費用

- 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 5. 受益権の管理事務に係る費用
- 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- 8. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等) およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 9. 信託財産の監査に係る費用
- 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当である と委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支 弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から 支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託 者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金 額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の 率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条(信託報酬の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92.7の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産

中から支弁します。

第34条(収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、 諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当 該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その 全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第35条(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については、第30条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。 以下、同じ。)については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第36条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、 6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者 毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各 受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価 額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるもの とします。

第37条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第38条(信託契約の一部解約)

受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。)は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して1口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替 受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位を もってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求

を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る この信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日(以下、 当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額から、 当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等 を含みます。)は、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすで に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

第39条(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第40条(信託契約の解約)

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、別に定める主要投資対象投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受 益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、

知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について で賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

第42条(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条(信託約款の変更等)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について替成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条(公告)

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載 します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条(運用状況に係る情報の提供)

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報 を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条(信託約款に関する疑義の取扱い)

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2022年7月22日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

付 表

- 1. 信託約款第4条第1項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし)
- 2. 信託約款第13条第1項および第38条第1項に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
- 3. 信託約款第17条第1項、第40条第2項および運用の基本方針に規定する「別に定める主要 投資対象投資信託証券」は、次のとおりとします。

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III- マージャー・アービトラージ クラスS1J JPY Hシェアーズ (為替ヘッジあり)」

4. 信託約款第17条第1項および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」は、次のとおりとします。

ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン- ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・M&A プレミアム (為替ヘッジなし)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める主要投資対象投資信託証券(以下、「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。このほか、別に定める投資信託証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

- ① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。この戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とし、また、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。
- ② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、 上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超

えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人 投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託 アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジなし) 信 託 約 款

第1条(信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下、「信託法」といいます。) の適用 を受けます。

第2条(信託事務の委託)

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第23条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条(信託の目的および金額)

委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条(信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条(信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から2027年8月9日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条(当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条(受益権の分割および再分割)

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に 分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条(信託日時の異なる受益権の内容)

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条(受益権の帰属と受益証券の不発行)

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第12条(受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第13条(受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条 第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭債権
 - (3) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第17条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める主要投資対象投資信託証券および別に定める 投資信託証券(以下総称して、「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金 融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除 きます。)に投資することを指図します。

- 1. 短期社債等
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号まで に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条(利害関係人等との取引等)

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法 第32条第3項の通知は行いません。

第19条 (運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

第20条(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条(外国為替予約取引の指図)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条(信用リスク集中回避のための投資制限)

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券

等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第23条(信託業務の委託等)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第24条(混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条(信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条(一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条(資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条(損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条(受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつ ど別にこれを定めます。

第30条(信託の計算期間)

この信託の計算期間は、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年2月7日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条(信託財産に関する報告)

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

第32条(信託事務の諸経費および諸費用)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁 することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 - 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る

費用

- 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 5. 受益権の管理事務に係る費用
- 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- 8. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等) およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 9. 信託財産の監査に係る費用
- 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当である と委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支 弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から 支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託 者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金 額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の 率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条(信託報酬の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92.7の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産

中から支弁します。

第34条(収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、 諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当 該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その 全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第35条(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については、第30条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。 以下、同じ。)については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第36条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、 6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者 毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各 受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価 額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるもの とします。

第37条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第38条(信託契約の一部解約)

受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。)は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して1口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替 受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位を もってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求

を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る この信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日(以下、 当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額から、 当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等 を含みます。)は、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすで に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

第39条(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第40条(信託契約の解約)

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、別に定める主要投資対象投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受 益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、

知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について で賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

第42条(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条(信託約款の変更等)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について替成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条(公告)

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条(運用状況に係る情報の提供)

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報 を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条(信託約款に関する疑義の取扱い)

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2022年7月22日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

付 表

- 1. 信託約款第4条第1項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・M&Aプレミアム(為替ヘッジあり)
- 2. 信託約款第13条第1項および第38条第1項に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
- 3. 信託約款第17条第1項、第40条第2項および運用の基本方針に規定する「別に定める主要 投資対象投資信託証券」は、次のとおりとします。

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン・ファンド III- マージャー・アービトラージ クラスS1Jシェアーズ(為替ヘッジなし)」

4. 信託約款第17条第1項および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」は、次のとおりとします。

ルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券「アライアンス・バーンスタイン- ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ クラス S1 2シェアーズ (米ドル建て)」